利根下流地域森林計画書

（利根下流森林計画区）

（案）

計画期間　自　令和９年４月１日
　　至　令和19年３月31日

群　馬　県

位　置　図


利根上流
森林計画区
吾妻
森林計画区
みなかみ町
片品村
川場村
中之条町
沼田市
草津町
高山村
昭和村
みどり市
長野原町
東吾妻町
渋川市
桐生市
嬬恋村
榛東村
吉岡町
前橋市
桐生市
高崎市
安中市
伊勢崎市
玉村町
太田市
高崎市
富岡市
下仁田町
甘楽町
大泉町
邑楽町
館林市
板倉町
千代田町
明和町
藤岡市
南牧村
神流町
上野村
利根下流
森林計画区
西毛森林計画区

目　次

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-1

（１）　自然的背景

（２）　社会経済的背景

２　前計画の実行結果の概要及びその評価－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-5

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-6

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-7

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-8

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）　森林の整備及び保全の目標

（２）　森林の整備及び保全の基本方針

（３）　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

２　その他必要な事項

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く。）－－－－－－－－　1-14

（１）　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

（２）　立木の標準伐期齢に関する指針

（３）　その他必要な事項

２　造林に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-17

（１）　人工造林に関する指針

（２）　天然更新に関する指針

（３）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

（４）　その他必要な事項

３　間伐及び保育に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-21

（１）　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

（２）　保育の標準的な方針に関する指針

（３）　その他必要な事項

＜参考＞早生樹に関する指針－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-24

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－－－　1-25

（１）　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

（２）　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

（３） その他必要な事項
５ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－ 1-29
（１） 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
（２） 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
（３） 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方
（４） 路網の規格・構造についての基本的な考え方
（５） 林産物の搬出方法等
（６） その他必要な事項
６ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 1-31
（１） 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
（２） 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針
（３） 特に効率的な施業が可能な森林
（４） 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
（５） 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
（６） 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
（７） その他必要な事項
第４ 森林の保全に関する事項
１ 森林の土地の保全に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 1-36
（１） 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
（２） 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
（３） 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
（４） その他必要な事項
２ 保安施設に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 1-39
（１） 保安林の整備に関する方針
（２） 保安施設地区に関する方針
（３） 治山事業に関する方針
（４） 特定保安林の整備に関する事項
（５） その他必要な事項
３ 鳥獣害の防止に関する事項－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 1-41
（１） 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針
（２） その他必要な事項
４ 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項－－－－－－－－ 1-42
（１） 森林病害虫等の被害対策の方針

（２） 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）
（３） 林野火災の予防の方針
（４） その他必要な事項
第５ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項－－－ 1-44
（１） 保健機能森林の区域の基準
（２） その他保健機能森林の整備に関する事項
第６ 計画量等－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 1-46
１ 伐採立木材積及び間伐立木材積
２ 森林施業面積
３ 人工造林及び天然更新別の造林面積
４ 林道の開設及び拡張に関する計画
５ 保安林の整備及び治山事業に関する計画
（１） 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
（２） 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
（３） 実施すべき治山事業の数量
６ 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
第７ その他必要な事項－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 1-56
１ 保安林その他制限林の施業方法
２ その他必要な事項

（附）参考資料

１ 森林計画区の概況－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 2-1
（１） 市町村別土地面積及び森林面積
（２） 地況
（３） 土地利用の現況
（４） 産業別生産額
（５） 産業別就業者数
２ 森林の現況－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ 2-4
（１） 齢級別森林資源表
（２） 制限林普通林別森林資源表
（３） 市町村別森林資源表
（４） 所有形態別森林資源表
（５） 制限林の種類別面積
（６） 樹種別面積・材積表
（７） 特定保安林の指定状況
（８） 荒廃地等の面積
（９） 森林の被害

3　林業の動向－－－

Ⅰ　計 画 の 大 綱

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に即して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立した地域森林計画です。この計画の計画期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日の10年間です。

1　森林計画区の概況

利根下流森林計画区は、経済圏や地形の特性から、渋川市近郊地域、渡良瀬地域及び前橋・東毛地域の3つの地域に分けることができます。

渋川市近郊地域：[渋川市、榛東村、吉岡町]

主に赤城山から広がる傾斜地と榛名山から広がる傾斜地からなり、中央を南北に流れる利根川に吾妻川が合流しています。

渡 良 瀬 地 域：[桐生市、みどり市]

赤城山の東から南東、渡良瀬川の両岸に位置し、そのほとんどは山間地域ですが、南には扇状地からなる緩傾斜地が広がっています。

前橋・東毛地域：[前橋市、伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町]

赤城山の南側に広がる傾斜地とここから利根川に至る平坦地及び県東部の関東平野の一部である平坦地からなっています。

（1）　自然的背景

ア　地勢

本森林計画区は、県の中央部から南東部に位置し、南は埼玉県、東は栃木県に接しており、7市7町1村からなっています。総面積は161,721haで、県総面積の25％を占めています。

本森林計画区の北部には、北側に榛名山（掃部ヶ岳：1,449m）、小野子山（1,208m）、子持山（1,296m）、赤城山（黒檜山：1,828m）、袈裟丸山（前袈裟丸山：1,961m）、根本山（1,199m）等の山々があり、西側を利根川、東側を渡良瀬川が南へ流れています。南部は南東へ流れる利根川と渡良瀬川に挟まれた平坦地です。全般的には北部は中間農業地域・山間農業地域であり、南部は関東平野の一部をなす都市・田園地帯といえます。

イ　地質及び土壌・植生

地質：渋川市近郊地域は、榛名山、小野子山、子持山、赤城山といった第四紀火山

及びその火山噴出物からなっています。渡良瀬地域北部は、足尾山地の南端で秩父中・古生層に属する砂岩、粘板岩、チャート、輝緑凝灰岩及び石灰岩が分布しており、草木ダム周辺には花崗岩体が貫入し、地蔵岳・三境山頂部には例外的に新第三紀の溶結凝灰岩が堆積しています。渡良瀬地域南部及び前橋・東毛地域は、泥流堆積物からなる前橋台地、砂礫の上部にローム層が発達した大間々扇状地、利根川や渡良瀬川による河川堆積物からなっています。

土壌：渋川市近郊地域は、粗粒火山噴出物未成熟土及び黒ボク土壌が主体ですが、小野子山や子持山周辺には褐色森林土壌が分布しています。渡良瀬地域北部は、主に褐色森林土壌ですが、赤城山麓に一部黒ボク土壌が分布しています。渡良瀬地域南部及び前橋・東毛地域は、火山灰を母材とする粗粒淡色黒ボク土壌及び灰色低地土壌が分布しています。

植生：本森林計画区は太平洋型植生域に属します。標高450～600ｍ以下の地域はヤブツバキクラス域で本来常緑広葉樹林帯に属しますが、原植生はほとんど失われ、クヌギ、コナラ、クリなどの二次林やスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツなどの造林地となっています。その上部で標高1,500ｍまではブナクラス域で本来ブナ林が広く分布していたと考えられますが、この地帯でも原植生はほとんど失われ、スギ、ヒノキ、カラマツの造林地やクリ、コナラ、ミズナラの二次林となっています。標高1,500ｍ以上の地帯では、ダケカンバ主体の植生となっていますが、赤城山の鈴ヶ岳、袈裟丸山には一部亜高山性針葉樹林が分布しています。

※ヤブツバキクラス域

ヤブツバキクラス域とは、植物社会学上の植生区分の一つで、主に暖温帯の常緑広葉樹林（照葉樹林）が成立する地域を指します。代表的な構成樹種として、ヤブツバキ、スダジイ、タブノキ、アラカシ、シラカシなどがあります。

（２） 社会経済的背景

ア　地域経済圏の概況

本森林計画区は、人口と産業が集中する平野部と人口減少、高齢化が進む山間部を併せ持っています。

イ　産業

渋川市近郊地域は、渋川市を中心に古くから交通の要衝として栄え、交通条件や利根川の豊富な水資源を背景に工業が発展しました。南部平坦地から北部山間地にかけては米麦、野菜、果樹、畜産など変化に富んだ農業が展開されています。また、伊香保温泉、赤城山、榛名山をはじめとする観光資源に恵まれており、観光業が基幹産業

の一つとなっています。

渡良瀬地域は、養蚕や織物により発展してきましたが、近年は機械金属関連産業を中心とする製造業が集積し、地域経済を支えています。農業は野菜、果樹、花き、畜産等を中心に活発に行われており、山間地は古くから林業が盛んで充実した森林資源を擁しています。

前橋・東毛地域は、前橋市を中心とした商業・物流機能と、太田市を中心とした製造業の集積により、県内有数の産業集積地域を形成しています。特に太田市は北関東有数の工業製品出荷額を誇り、ものづくりと物流の拠点として高い地位を築いています。

ウ　人口の状況

本森林計画区の人口は、1,222,362人（令和8年7月末日・住民基本台帳）で県人口の65％を占めており、令和3年と比べると2.9％減少しています。

渋川市近郊地域の人口は、108,107人で県人口の6％、人口密度は375人／km^2と県全体の300人／km^2より約2割ほど高くなっています。地域全体では令和3年から3.7％減少していますが、吉岡町では3.9％増加しています。

渡良瀬地域の人口は、146,222人で県人口の８％、人口密度は303人／km^2です。令和3年と比べるとみどり市では3.7％減少し、桐生市では8.3％減少しています。

前橋・東毛地域の人口は、968,033人で県全体の約半分の51％を占め、人口密度は1,145人／km^2と本森林計画区内では最も密度が高い地域です。人口は令和3年に比べ、伊勢崎市で0.8％、太田市で0.7％それぞれ減少し、地域全体では2.1％減少しています。

エ　林業の概況

渋川市近郊地域の森林は、民有林11千ha（79％）、国有林3千ha（21％）からなり、国有林は主に渋川市の北部に分布しています。民有林の蓄積は4,876千m^3、ヘクタール当たり426m^3で県内中位にあり、間伐、保育を必要とする林分がほとんどを占めています。民有林の人工林率は64％で県平均44％を大きく上回っており、赤城山麓の周辺はマツ、北部から西部にかけてはスギを中心とした森林が分布しています。都市近郊に位置し火山灰地帯であることから、保安林が多く、治山事業も積極的に行われています。また、古くから林業用苗木生産が盛んで、県全体の77％を生産しています。令和7年度末の素材生産業者数は6で、令和7年次の民有林素材生産量は6千m^3です。また、平成22年度には群馬県森林組合連合会が運営する渋川県産材センターが完成し、原木の全量・定額買い取りを行っており、県産材有効利用の拠点施設として稼働しています。特用林産物については、主に生シイタケ、マイタケ、ブナシメジが生産されています。

渡良瀬地域においては、民有林30千ha（81％）、国有林7千ha（19％）からなっており、国有林は主に桐生市北部に分布しています。民有林の蓄積は10,021千m^3、ヘクタール当たり341m^3です。民有林の人工林率は県平均より若干高い52％で、赤城山南麓はマツ林が多くなっています。渡良瀬川及び桐生川流域は古くから林業生産活動が活発であり、古生層地帯に成立した人工林を基盤として県内でも屈指の優良材生産地帯

を形成しています。素材生産業者数は19で、民有林素材生産量は32千m^3です。また、平成27年度にはわたらせ森林組合が運営する地域材加工センターが完成し、地域材の加工拠点として、地域の林業の活性化に期待が寄せられています。さらに、令和元年6月には、群馬県森林組合連合会が運営する桐生木材ヤードが開設され、桐生・みどり地域における木材の集積、選別及び販売を担う流通拠点として機能しています。加えて、地域住民等が森林整備で搬出した未利用材を買い取る「木の駅プロジェクト」の取組も進められており、森林資源の有効活用と地域活性化が図られています。特用林産物は主に生シイタケが生産されています。

前橋・東毛地域は、民有7千ha（88％）、国有林１千ha（12％）です。総面積85千haのうち林野面積は8.4千haで、林野率は10％と県内では最も低く、森林の少ない地域です。素材生産業者数は9で、素材生産量は6千m^3と少ない地域ですが、前橋市に県内2番目の取扱量の原木市場があります。特用林産物については、生シイタケ、マイタケ、ブナシメジの生産量が多く、特にマイタケは県内の3割、ブナシメジは県内生産量のほぼすべてをまかなっています。

オ　森林組合の現況

渋川市近郊地域においては、地域内全市町村を区域とする渋川広域森林組合が活動しており、組合員数は2,152人、組合員所有森林面積は7,437haです。作業班員数は10人で、その半数の5人が39歳未満です。造林・保育等の森林造成事業を主体として活動していましたが、近年では高性能林業機械を導入するなど林産事業が盛んに行われています。

渡良瀬地域においては2つの広域組合があり、桐生広域森林組合とわたらせ森林組合が2市を2分した区域でそれぞれ活動しています。組合員数はそれぞれ911人、715人で、組合員所有森林面積は8,204ha、13,479haです。作業班員数については、12人、18人で、桐生広域森林組合では、60歳以上が一人もおらず、わたらせ森林組合では、39歳未満が約3分の1の6人となっています。事業については、両組合とも森林造成・林産・購買事業と比較的活発に活動しており、以前から木材加工に取り組んでいるわたらせ森林組合においては、平成27年度に地域材加工センターが竣工しました。

前橋・東毛地域は、前橋市を区域とする赤城南麓森林組合が活動しています。組合員数は1,401人で、組合員所有森林面積は2,795haです。作業班員数は13人で、約半数の7人が60歳以上となっています。事業については、造林・保育等の森林造成事業を主に活動していますが、近年では林産事業にも積極的に取り組んでいます。

カ　生物多様性保全の現状

本地域には、赤城山南麓を中心にアカマツ林、スギ・ヒノキ人工林及び広葉樹林など多様な森林が分布しており、多様な野生動植物の生息・生育の場となっています。また、森林の有する水源涵養機能や土砂災害防止機能とともに、生物多様性の保全機能に対する社会的関心が高まっています。

近年では、企業や民間団体等による生物多様性保全の取組が進められており、サン

トリー天然水の森 赤城（前橋市・渋川市）、サンデンフォレスト（前橋市）、プラスランド（前橋市）などが環境省の自然共生サイトに認定されている。これらの区域では、森林や湿地環境の保全・再生、環境教育、生物調査等の取組が行われており、本地域における生物多様性保全の重要な拠点となっている。

2　前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5カ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりです。

伐採立木材積については、主伐は計画190千m^3に対して実行142千m^3（実行歩合75％）、間伐は計画340千m^3に対して実行377千m^3（実行歩合111％）でした。また、間伐面積については、計画が3,800haに対して実行が2,177ha（実行歩合57％）でした。間伐の面積の実行歩合は57％と低めでしたが、高蓄積の林分の伐採が多かったため、伐採立木材積では実行歩合111％となりました。

人工造林の面積については、計画540haに対して実行124ha（実行歩合23％）、天然更新の面積については、計画330haに対して実行100ha（実行歩合30％）でした。人工林における主伐の実行歩合は比較的高かったものの、面積あたりの蓄積が多い高齢級の森林の伐採が多かったことから、伐採面積が少なく、更新の面積も少なかったものと推測されます。

林道の開設及び拡張については、開設は計画14.0kmに対して3.4km（実行歩合24％）、拡張は計画52.7kmに対して12.7km（実行歩合24％）でした。近年の集中豪雨等による災害への対応や、森林所有者の不在村化等により用地取得交渉に時間を要する箇所があり、進捗が遅れたものと思われます。

保安林の整備については、水源涵養のための保安林は計画103haに対して実行15ha（実行歩合14％）、災害防備のための保安林は計画502haに対して実行130ha（実行歩合26％）となり、総数では実行歩合24％にとどまりました。森林所有者の不在村化や森林境界の不明確化等が指定に向けた調整の支障となっていることから、引き続き計画的な保安林の指定を推進する必要があります。

治山事業については、山地治山は計画54箇所に対して実行47箇所（実行歩合87％）、保安林整備は計画7地区に対して実行6地区（実行歩合86％）となりました。近年の集中豪雨等による災害への対応により実行歩合も高くなっています。

※実行結果の詳細は（附）参考資料 4 前期計画の実行状況（過去5年間）を参照

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、県土の保全、水源の涵養及び地球温暖化の防止等の多面的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

とりわけ、本県の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。これらの充実した森林資源を有効に活用しながら、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、「伐って・使って・植えて・育てる」森林資源の循環利用を推進することが重要です。

このため、森林の現況や自然的・社会的条件等を踏まえ、森林の特性に応じたゾーニングを推進し、林業経営に適した森林については、森林施業の集積・集約化、路網の整備、スマート林業技術の活用等による効率的な森林施業や主伐後の確実な再造林を推進します。一方、林業経営に適さない森林については、針広混交林化や広葉樹林化等を通じ、公益的機能の維持増進を図ります。

また、森林の生物多様性の保全に配慮し、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指します。

さらに、森林経営管理制度の活用や市町村への支援を通じた適切な森林管理、森林資源情報の高度化及びデジタル技術の活用を推進するとともに、流域治水と連携した防災・減災対策等に取り組み、森林資源の循環利用と森林の適正な保全の両立を図ります。

本計画においては、これらの考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

Ⅱ　計　画　事　項

第１　計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位：ha

区　　分	面　　積	備　　考
総　　数	４８，１５５ha	
前 橋 市	６，３１４ha	
桐 生 市	１３，５８４ha	
伊勢崎市	３３ha	
太 田 市	８９０ha	
館 林 市	３０ha	
渋 川 市	１０，３２６ha	
みどり市	１５，８０５ha	
榛 東 村	７３８ha	
吉 岡 町	３６２ha	
玉 村 町	１６ha	
板 倉 町	１ha	
明 和 町	２ha	
千代田町	２５ha	
大 泉 町	２ha	
邑 楽 町	２７ha	

（注）
１．本計画の対象とする森林の区域は、民有林のうち森林計画図において表示する区域とします。
２．本計画の対象森林は、森林法第10条の２第１項の「開発行為の許可」、同法第10条の７の２第１項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」及び同法第10条の８第１項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象です。
３．森林計画図の閲覧場所は、群馬県環境森林部森林局林政課、渋川森林事務所及び桐生森林事務所とします。また、群馬県統合型地理情報システム(マッピングぐんま)に掲載します。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

また、森林の整備に当たっては、森林の現況や自然的・社会的条件に応じた適切な森林施業を推進することとします。現況が人工林である森林のうち、林地生産力が比較的高く、車道や集落からの距離が近いなど、自然的・社会的条件が良好な林業適地については、植栽による確実な更新を図り、人工林として適切に維持することとします。一方、林業適地以外の人工林については、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化や広葉樹林化を進め、天然林への移行を図ることとします。現況が天然林である森林については、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備による利活用等を推進することとします。さらに林業適地以外の人工林から天然林への移行については、ツキノワグマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備にも資する取組として、着実に推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化､放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、ニホンジカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ります。

1　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（1） 森林の整備及び保全の目標

本計画区の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりです。

表１

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公益的機能	水源涵養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壌保全(森林の生産力維持)／その他の自然災害防止機能（雪崩防止など）	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着、汚染物質吸収）／快適生活環境形成(騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ)	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
	保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養(休養、散策、森林浴)／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって､必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／ 生態系保全（河川生態系保全、沿岸生態系保全（魚つき））	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林
木材等生産機能		木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２） 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能について、その機能が効果的に発揮される機能ごとの森林の整備・保全の考え方は次のとおりです。

表２

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。

	快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進するものとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり人工林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な整備を推進することを基本としま

	す。 　また、特に効率的な施業が可能な森林については、主伐後の確実な再造林を基本として、森林施業の集積・集約化、路網整備、伐採と造林の一貫作業システム及びスマート林業技術の導入等による低コストで効率的な森林施業を推進することとします。

注１：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

２：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

（３） 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

単位　面積:ha　蓄積:㎥/ha

区分			現況	計画期末
面積	人工林		26,913	26,603
	天然林		19,872	19,765
		利活用等により機能の維持増進を図る天然林	43	46
森林蓄積			352	284

（注）

人工林、天然林及び利活用等により機能維持増進を図る天然林等について、それぞれの定義は以下のとおりです。

１　人工林

主として植栽または人工下種により成立している森林。植栽樹種または人工下種の対象樹種の立木材積(又は本数)の割合(植栽樹種割合)が50%以上を占める森林。

２　天然林

主として自然に散布された種子、萌芽等により成立している森林。植栽樹種割合が50%未満の森林。

２－１ 利活用等により機能の維持増進を図る天然林

多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行う天然林。

２－２ 利活用等により機能の維持増進を図る天然林以外の天然林

自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元等の保全管理を行う天然林。

３　複層状態の森林

一定の範囲において、帯状又は群状の伐採と更新等により、複数の樹冠層を形成する施業が行われた森林。

４　なお人工林には伐採跡地、天然林には竹林及び未立木地を含めるもの。

５　参考（現況）については、令和9年4月1日時点の数値。

２　その他必要な事項

特になし

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進等を勘案して計画事項を定めるものとします。

（１）　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図ることを旨とし、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全を図るため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、尾根筋等における保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等について、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和6年3月林野庁策定）を踏まえて取り組むこととします。なお、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

さらに、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認するとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）等を踏まえ、林地保全に配慮した方法による伐採・搬出を確実に実施することとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等の観点からも、必要に応じて所要の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア　伐採方法について

（ア） 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

（イ） 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30％以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40％以下）とします。

イ　森林の区分別の施業の指針

（ア） 人工林

現況が人工林である森林のうち、林地生産力が比較的高く、車道や集落からの距離が近いなど、自然的・社会的条件が良好な林業適地にある森林については、植栽による確実な更新を行い、人工林として維持することを基本とし、以下の事項に留意の上実施することとします。

a　主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。

b　主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採します。

（イ） 天然林

現況が天然林である森林については、自然の推移に委ねることを基本とし、森林の有する多面的機能が適切に発揮されるよう保全することとします。

伐採を行う場合には、森林の有する公益的機能の発揮を確保する観点から、自然条件、森林を構成する樹種、林分構造等を勘案するとともに、伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮します。

また、天然更新を図る場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮し、確実な更新を図ることとします。

（ウ） 利活用等により機能の維持増進を図る天然林

天然林のうち、里山林等の適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る森林については、その森林の状況及び利用目的に応じた適切な整備を行うこととします。

具体的には、製材・加工材、しいたけ原木、薪炭材、おが粉等としての広葉樹材の利用、保健・レクリエーションの場としての活用その他の利活用を図るとともに、公益的機能の維持増進を図るため、必要に応じて伐採、更新、雑草木又は不用木の除去等の適切な森林整備を行うこととします。

（２） 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとします。また、特定母樹由来の苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

また、成長の早い特定苗木や早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な時期に伐採するものとします。一般的に、コウヨウザンやセンダン等の用材用の早生広葉樹の伐期は20年から30年程度、ヤナギ等のバイオマス燃料用の早生広葉樹の伐期は10年程度とされています。

単位：年

樹種						
		アカマツ		その他	広葉樹	
スギ	ヒノキ	クロマツ	カラマツ	針葉樹	用材	その他
３５	４０	３５	４０	６０	７０	１５

（注）広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

（３） その他必要な事項

特になし

２　造林に関する事項

第２の森林の整備及び保全に関する基本的な事項及び第６の３の造林面積を踏まえ、造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、早急な更新を図るものとします。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

（１）　人工造林に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものとします。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努めるものとします。

人工造林の対象樹種、標準的な方法及び人工造林を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

なお、早生樹の人工造林については、「＜参考＞早生樹に関する指針」を参考に、林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、行うものとします。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、市町村内の自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材需要にも配慮した木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹を対象樹種とします。また、必要に応じ品種についても定めるものとします。苗木の選定に当たっては、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の積極的な活用及び増加に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めるものとします。その他、「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けるものとします。

※生態系被害防止外来種リスト（正式名称：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト）とは、日本国内の生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、またはそのおそれがある外来種を環境省と農林水産省が選定し、対策の方向性ごとに分類してまとめたリストです。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

（ア）　人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要の造林樹種について、下表の植栽本数を基礎とし、既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請等に応じて幅広く定めるものとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数（本／ha）
スギ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
アカマツ	中仕立て	4,000
カラマツ	中仕立て	2,500
カラマツ	疎仕立て	2,000

（イ）　人工造林の標準的な方法の指針

a　地拵えの方法

伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮します。

b　植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

なお、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮するものとします。

樹種	地拵えの方法	植栽の時期	植付けの方法
スギ・ヒノキ	全刈	４月～６月	普通穴植え
アカマツ・クロマツ	全刈	３月～５月	普通穴植え

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

（３）に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実に行います。

なお、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを旨として次のとおりとします。

伐採の方法	期　　間
皆　伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択　伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

（2）　天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象樹種、標準的な方法及び天然更新を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおり定めます。

区　　分	対　象　樹　種
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種
上記のうち、ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽、天然下種及びこれらの組み合わせにより適確な更新を図ることとします。

なお、天然更新の対象樹種について、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数を次のとおり定めます。

区　　分	本　　数
期待成立本数	１０，０００本／ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数に１０分の３を乗じて得た本数

天然更新補助作業の標準的な方法として、ぼう芽更新箇所では、ぼう芽を促進するため、上木の伐採等により十分な照度を確保するほか、ぼう芽の発生状況に応じ、芽かき、植え込み等を行うこととします。

天然下種更新では、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所について、枝条類の除去、かき起こし等を行います。さらに、発生した稚樹の生育を促進するため、生育の阻害となるササなどの刈り出しを行うほか、幼樹の発生が不十分な箇所には新たに植え込みを行い森林の回復を図ることとします。

また、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、対象樹種の稚樹が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できると見なされる状態をもって更新完了とします。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実な更新を行います。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までとします。

（３）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

ａ　ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況

ｂ　天然更新に必要な稚幼樹の生育状況

ｃ　林床や地表の状況

ｄ　病害虫及び鳥獣などの被害の発生状況

また、市町村森林整備計画において、地域住民等からの森林機能の早期回復に対する社会的要請を勘案し、当該森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、その所在を特定します。

なお、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

（４）　その他必要な事項

特になし

３　間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐及び保育の実施状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

なお、早生樹の間伐及び保育については、「＜参考＞早生樹に関する指針」を参考に、林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、行うものとします。

（１）　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すことを旨とし、次頁に示す内容を基礎とし、地域における既往の平均伐期齢や既往の間伐の方法を勘案して、育成段階にあっては、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

樹種	施業体系 （植栽本数/地位級）	間伐時期（年）					備　考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として密度管理図を使用 本数間伐率 ３０％程度
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	〃　（伐期80年）	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	〃　（伐期80年）	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			
	〃　（伐期80年）	16	21	28	40		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29			
	〃　（伐期80年）	18	23	29	40		

（２） 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図ることを旨とし、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定め、状況に応じて、下刈り回数の削減や実施期間を短縮することに努めるものとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が森林の保育を行う際の規範となります。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	アカマツ	1	1	1	1	1	1					
	カラマツ	1	1	1	1	1	1					
	コナラ	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				
除伐	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要のあるものは、積極的に間伐又は保育を推進することとします。

（３） その他必要な事項

特になし

＜参考＞早生樹に関する指針

早生樹の造林、間伐及び保育については、林野庁の「早生樹利用による森林整備手法ガイドライン」及び次の事項などを参考に林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、行うものとします。

（1） 人工造林の対象樹種

樹種の特性や気候、土壌等を踏まえた適地、他の都道府県の造林状況や木材の利用状況等を勘案して対象樹種を選定します。日本で造林実績がある樹種として、コウヨウザン、センダン、ユリノキ、ヤナギ類等があります。

（2） 人工造林の植栽本数

他の都道府県の手引き等で記載されている植栽本数は下表のとおりです。

樹種	植栽本数（本／ha）
コウヨウザン	1,500～2,500
センダン	400～500

（3） 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

早生樹は、伐期が短いため、間伐を実施せず、収穫を行う場合があります。ただし、林分の状況によっては、20年生頃に間伐する場合もあります。

（4） 保育の標準的な方法

早生樹は、成長が早いため、苗木の成長に応じて、下刈回数を減らすことが可能です。除伐については、必要に応じて5～10年の間に実施します。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上、市町村森林整備計画の計画事項として定めるものとします。

（１）　公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」に区分します。（それぞれの機能については本計画第2　表1参照）

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

（区域設定の考え方）

（ア）　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周囲に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定します。

（イ）　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林の区域として設定します。

（ウ）　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等から見て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定します。

（エ） 保健文化機能（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記の森林については、保健文化機能維持増進森林の区域として設定します。

・観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林（保健・レクリエーション機能）

・史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林（文化機能）

・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林（生物多様性保全機能）

イ 森林の施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林における区域別の森林の施業の方法は次のとおりとします。なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

区域ごとの施業指針

区　域	施業方法
水源涵養機能維持増進森林	○伐期の間隔の拡大 ○皆伐については次の条件のいずれかに該当する森林は伐採面積の規模を縮小する (地形) ・標高の高い地域 ・傾斜が急峻な地域 ・谷密度の大きい地域 ・起伏量の大きい地域 ・渓床又は河床勾配の急な地域 ・掌状型集水区域 (気象について) ・年平均又は季節的降水量の多い地域 ・短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林…① 快適環境形成機能維持増進森林…② 保健文化機能維持増進機能森林（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）…③	○次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施 ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗く凝集力の弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林 ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構

	成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等 ③　湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等 ○上記以外の森林は複層林施業を実施 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を　行うことも可能 ○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施

（２）　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において(１)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

（区域設定の考え方）

・　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

・　特に効率的な施業が可能な森林

木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ　施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

なお、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、森林の状況や利用目的に応じ、必要な更新補助作業等を行うこととします。

（３）　その他必要な事項

特になし

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、整備を進めていきます。

また、林道等の開設に当たっては、林地生産力や地形、既存路網からの距離等の自然的・社会的条件が良好な林業適地の人工林で、森林施業の集積・集約化を進める地域等を主体に整備を推進します。

あわせて、木材輸送量の増大や走行車両の大型化に対応するため、大型トラック等の走行が可能な林道の整備や既存林道の改築・改良を推進します。また、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化等に対応し、災害時の代替路としての機能や林地保全に配慮するとともに、急傾斜地等では架線集材に対応した土場等を備えた路網の整備を推進します。

○基幹路網の現状　　単位　延長：km

区　　分		路 線 数	延　　長
基　幹　路　網		200	447
	うち林業専用道	9	11

注：令和７年度までの累計の実績である。

（2）　効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的な考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

区　分	作業システム	路網密度	
			うち基幹路網
緩傾斜地 （　0°～15°）	車両系 作業システム	110以上	30～40以上
中傾斜地 （ 15°～30°）	車両系 作業システム	85以上	23～34以上
	架線系 作業システム	25以上	
急傾斜地 （ 30°～35°）	車両系 作業システム	60(50)以上	16～26以上
	架線系 作業システム	20(15)以上	
急峻地 （ 35°～　　）	架線系 作業システム	5以上	5～15以上

注１：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
２：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
３：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化などへ誘導する森林における路網密度である。
４：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

（３） 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

本県の人工林の多くは利用期を迎え、木材資源が充実していることから、森林資源の循環利用と主伐後の確実な再造林を進める必要があります。

このため、地域の森林資源の状況や地形、既存路網の状況等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林等において、路網整備と森林施業の集積・集約化を一体的に進め、低コストで効率的な木材生産及び再造林を推進する区域を、路網整備等推進区域として設定します。

（４） 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道の開設に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）を遵守することとし、林業専用道及び作業道においては、「林業専用道作設指針」（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）及び「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として定めた「群馬県林業専用道作設指針」及び「群馬県森林作業道作設指針」等に則り開設するものとし、間伐をはじめとする森林整備や木材搬出のため、作業の効率化と経済性を確保した規格・構造とし、高性能林業機械の使用に適合するきめ細やかな路網を整備します。

（５） 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出に当たっては、主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、地形等の条件に応じて適切な搬出方法で行うこととします。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとします。

イ 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

（６） その他必要な事項

特になし

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

（１）　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域の森林資源や森林所有者の状況、森林施業の実施状況等を踏まえ、森林組合や民間事業者等の林業経営体による持続的な森林経営を促進するため、不在村森林所有者を含む森林所有者への働きかけを進めるとともに、森林経営計画制度や森林経営管理制度を活用し、森林の経営の受委託等による森林施業の集積・集約化を推進します。

また、森林資源情報や森林所有者情報の提供、森林施業に関する助言・あっせん等を行うとともに、地域の関係者による協議や合意形成を通じて、森林施業の共同化及び効率的な森林経営を促進します。

加えて、地域協議会の開催などを通じて、森林組合等の林業事業体と森林所有者等との合意形成等により、森林施業の共同化を促進するものとします。

ア　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めます。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーや、林業事業体のこれからの経営を担う森林経営プランナーの育成を進めます。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進めます。

イ　森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

（２）　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自ら実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業

経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進するものとします。また、所有者不明森林については、森林所有者の探索、経営管理権の設定、特例措置の活用などの取組を促進するものとします。

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定するものとします。

イ　施業の方法に関する指針

特に効率的な施業が可能な森林においては、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採等を行うとともに、主伐後は植栽による確実な更新を行うものとします。また、森林の集積・集約化や施業の機械化等を通じ、効率的な森林整備を推進するものとします。

（４） 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア　林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量を確保できるよう努めるものとします。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業主体の経営に転換できるよう施業集約化や低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業体等との連携を通じて、組織・経営基盤の強化に努めます。

また、林業事業体の持続的な経営を実現するため、森林資源情報やICT等を活用した生産管理の効率化、安定的な事業量の確保、生産性の向上及び新たな収益機会の創出等を通じて、経営基盤と組織力の強化を促進します。

イ　林業従事者の養成・確保

林業は、技術と体力を要する職業です。林業従事者の確保・養成を図るためには、職場環境や労働条件の改善が必要です。

林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

林業従事者の定着を図るには、林業機械の導入による労働負荷の軽減のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等の取組を支援するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めます。

ウ　林業後継者の養成

林業の持続的な発展を図るためには、次世代を担う林業従事者の確保・育成が重要で

す。このため、林業への就業を希望する若年者や移住者等に対する就業相談、現場見学、就業体験等の機会の充実を図るとともに、林業の魅力や就業情報の発信を推進します。

また、林業従事者が将来にわたり安心して働き続けられるよう、林業事業体における人材育成やキャリア形成、処遇改善等を促進し、地域の森林管理を担う人材の確保と定着を図ります。

（５） 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

労働生産性の向上、生産コストの削減、労働強度の軽減を図るため、以下のような機械化を促進し、作業体系の合理化を図ります。

ア 林業機械の導入の促進

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、機械を利用した作業システム及びICTを活用した木材生産管理システムの導入を促進するものとし､機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーター等の養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努めるものとします。

また、ICT、IoT、GNSS等のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を促進し、生産性及び安全性の向上を図るものとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた作業システムの目標は次のとおりです。

区分		高性能機械	改良在来型
皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ－フォワーダ	チェーンソー－トラクター－チェーンソー－林内作業車
	傾斜地	チェーンソー－タワーヤーダ－プロセッサ	チェーンソー－集材機－チェーンソー
非皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ－フォワーダ	チェーンソー－林内作業車
	傾斜地	チェーンソー－スイングヤーダ－プロセッサ－フォワーダ チェーンソー－自走式搬器－プロセッサ	チェーンソー－小型集材機－チェーンソー－林内作業車

（６） 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給や森林資源の保続に係る取組の実施状況を踏まえつつ、流通及び加工施設の状況、合法伐採木材の流通促進並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、木材加工流通施設の生産性向上や供給力強化、付加価値の高い製品の供給等による国産材の供給力強化に向けた森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、品質や性能が明確で需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給し得る体制の整備など、地域の特性に応じた林産物の利用の促進のための取組を推進します。

また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和7年11月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）の情報伝達等による合法性に加え、森林経営計画等に基づく取組状況の共有などにより、持続可能な木材取引に向けた条件整備を推進します。

さらに、建築物における木材利用の拡大を推進するため、住宅分野に加え非住宅建築物や中大規模建築物への県産材利用を促進するとともに、品質・性能の明確なJAS製品の安定供給体制の整備を進めます。

ア　木材生産流通の合理化

本計画区では、利用期を迎えた人工林を中心に充実した森林資源を有しており、森林資源の循環利用を推進するため、主伐・再造林による木材生産と適切な森林整備を一体的に進める必要があります。

このため、森林施業の集積・集約化、効率的な路網整備、林業機械の活用等による素材生産性の向上を図るとともに、木材の需要に応じた安定的な原木供給体制の構築を促進します。

また、木材の生産・流通における効率化を図るため、ICTを活用した木材需給情報の共有や、森林組合、素材生産事業体、木材市場、製材工場等の連携を推進します。

イ　木材加工体制の強化

建築基準法等の改正や住宅分野における品質・性能への要求の高まりに伴い、住宅資材である木材に対しても、乾燥・強度などの性能を表示し、寸法精度や品質が一定な木材を安定的に供給することが求められています。これらの要請に対応し、また、外材や国内他産地材に対抗可能な製品を供給するため、JAS認証の取得を促進します。

中小工場については、細かなニーズに対応した少量多品目や得意分野に特化した製品供給を推進します。

ウ　生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業体との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

（7） その他必要な事項

山村地域の持続的な発展を図るため、林業・木材産業の振興に加え、森林空間利用、自然共生、脱炭素、企業との連携等を通じた「森林ビジネス」の創出を促進し、森林の新たな価値を活かした地域振興及び関係人口の創出・拡大を図ります。

また、集落の生活基盤となる里山林等の保全・管理を継続するため、自伐型林業に取り組む事業者、地域住民、NPO等の多様な主体による森林の保全管理や利活用を促進します。

ア　特用林産物生産の振興

本計画区では、しいたけ、まいたけ、ぶなしめじ等のきのこ類が生産されており、特用林産物の生産は農山村地域の重要な産業となっています。

近年は、生産者の減少や生産コストの上昇、消費者ニーズの多様化等への対応が求められていることから、生産施設の整備や栽培管理の省力化・効率化を推進するとともに、県産きのこの高付加価値化、消費拡大及び新たな品種・栽培技術の普及を促進します。

イ　多様な実施主体による森林整備の推進

企業や各種団体による森林の整備活動を社会貢献活動として位置づけ、この活動を支援、推進し、森林の有する公益的機能の一層の発揮を促すとともに、この活動を端緒に県民の森林保全、環境保全意識の高揚を図り、森林管理の担い手の再構築を目指します。

また、森林空間の活用や森林の公益的機能の価値化等を通じて、民間企業、地域住民、NPO等の多様な主体の参画と連携を促進し、森林の適切な管理と地域の活性化を図ります。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定めます。

単位　　面積：ha

所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区　（林班）			
総数		23,274		
前橋市	右の林班の全部　12、 30-1、 30-2、 38、 39、 47、 48、 49、 50、 52、 56、 66、 77、 81、 83、 84、 90、 91、 93、 99、 100、 101、 103、 104 右の林班の一部　3、 4、 15、 16、 17、 18、 19、 20、 21、 22、 23、 24、 25、 26、 28、 29、 31、 32、 33、 34、 35、 36、 37、 40、 41、 42、 43、 44、 45、 51、 53、 54、 55、 57、 58、 60、 61、 67、 68、 69、 70、 71、 72、 73、 74、 75、 76、 78、 79、 80、 82、 85、 86、 92、 94、 95、 96、 97、 98、 102	5,079		02:水源かん養保安林 03:土砂流出防備保安林 04:土砂崩壊防備保安林 06:防風保安林 07:水害防備保安林 09:干害防備保安林 17:保健保安林 18:風致保安林
桐生市	右の林班の全部　19、 20-1、 20-2、 20-3、 21-1、 23、 110-1、 127、 130、 134-1 右の林班の一部　1、 2、 3、 8、 9、 10、 12、 13、 14、 15、 16、 17、 18、 21-2、 22、 24、 40、 42、 43、 45、 46、 47、 48、 49、 52、 54、 55、 56-1、 57、 58、 59、 60、 61、 62、 63、 64、 65、 66、 67、 68、 69、 70、 71、 72、 73、 74、 75、 76、 77、 78、 79、 80、 81、 82、 83、 84、 85、 86、 89、 90、 92、 93、 95、 96、 98、 101、 102、 103、 107、 108、 109、 110-2、 111-1、 111-2、 112-1、 118、 121、 126、 128、 129、 131、 132、 133、 134-2、 135-2、 137、 138、 139、 140、 141、 144、 145、 146、 147、 149、 150、 151、 152、 153、 154、 155、 156、 157、 158、 159、 160、 161、 162、 163、 164、 165、 166、 170、 172、 173、 174、 176、 177、 178、 179、 180、 181、 183、 184、 185、 186、 187、 188、 189、 191	4,228		02:水源かん養保安林 03:土砂流出防備保安林 04:土砂崩壊防備保安林 06:防風保安林 07:水害防備保安林 09:干害防備保安林 13:落石防止保安林 17:保健保安林
伊勢崎市	右の林班の全部　2 右の林班の一部　4	7	下記に記載	06:防風保安林 17:保健保安林
太田市	右の林班の全部　0 右の林班の一部　1、 7、 9、 10、 11-1、 15、 16、 17、 22	257		03:土砂流出防備保安林 09:干害防備保安林 17:保健保安林 18:風致保安林
館林市	右の林班の全部　0 右の林班の一部　1、 7	22		06:防風保安林 17:保健保安林
渋川市	右の林班の全部　68、 69、 70、 71、 101、 149、 150、 151、 153、 158、 210、 211、 212、 214、 216、 217、 218、 219、 226、 227、 256 右の林班の一部　1、 2、 4、 6、 7、 10、 12、 14、 15、 16、 17、 18、 19、 20、 24、 25、 26、 28、 30、 31、 32、 34、 35、 37、 39、 41、 43、 44、 45、 46、 48、 49、 50、 51、 52、 53、 54、 55、 56、 57、 58、 59、 61、 62、 66、 67、 72、 74、 75、 76、 77、 78、 79、 80、 81、 82、 83、 84、 85、 86、 87、 88、 89、 91、 93、 94、 107、 108、 110、 111、 112、 113、 114、 115、 116、 117、 118、 119、 120、 121、 122、 123、 125、 128、 129、 130、 131、 132、 133、 134、 135、 136、 137、 140、 142、 144、 145、 146、 147、 148、 152、 154、 155、 156、 157、 159、 162、 163、 164、 165、 168、 170、 171、 174、 175、 177、 178、 179、 181、 182、 183、 190、 194、 195、 197、 198、 203、 204、 206、 209、 215、 220、 221、 222、 223、 225、 228、 233、 238、 242、 247、 248、 252	3,898		02:水源かん養保安林 03:土砂流出防備保安林 04:土砂崩壊防備保安林 07:水害防備保安林 09:干害防備保安林 13:落石防止保安林 17:保健保安林 18:風致保安林

単位　面積：ha

所在			面積	留意すべき事項	備考
市町村	地区（林班）				
みどり市	右の林班の全部	48、 49、 50、 52、 54、 55、 78、 79、 80、 81、 82、 83、 84、 86、 87、 89、 90、 92、 93、 94、 95、 100、 121、 122、 123、 124、 125、 126、 127、 129、 131、 133、 134、 136、 147、 148、 150、 151、 152、 153、 154、 155、 156、 161、 162、 163、 165、 171、 173、 175、 176、 177、 178、 180、 181、 182、 183、 184、 185、 186、 188、 189、 190、 191、 193、 194、 195、 196、 197、 198、 199、 200、 202、 203、 205、 206	9,257	下記に記載	02:水源かん養保安林 03:土砂流出防備保安林 04:土砂崩壊防備保安林 06:防風保安林 07:水害防備保安林 09:干害防備保安林 17:保健保安林
	右の林班の一部	1、 4、 5、 9、 11、 12、 13、 14、 15、 16、 17、 19、 20、 21、 23、 27、 33、 34、 35、 36、 37、 38、 44、 46、 47、 51、 53、 58、 59、 60、 61、 62、 63、 65、 66、 68、 69、 70、 71、 72、 73、 74、 75、 85、 88、 91、 96、 97、 98、 99、 101、 102、 103、 104、 105、 106、 107、 108、 109、 111、 112、 113、 114、 116、 117、 118、 119、 120、 128、 130、 132、 135、 137、 138、 140、 141、 142、 143、 144、 145、 146、 149、 158、 159、 160、 164、 166、 167、 168、 169、 170、 172、 174、 179、 187、 201、 204、 207、 208、 209、 210			
榛東村	右の林班の全部	2、 4、 5、 20、 22、 23	385		02:水源かん養保安林 03:土砂流出防備保安林 04:土砂崩壊防備保安林 17:保健保安林
	右の林班の一部	3、 8、 9、 15、 16、 17、 18、 19			
吉岡町	右の林班の全部	1	113		03:土砂流出防備保安林 07:水害防備保安林 17:保健保安林
	右の林班の一部	2、 4-2、 5			
玉村町	右の林班の全部	0	9		07:水害防備保安林
	右の林班の一部	3、 4			
板倉町	右の林班の全部	0	0		
	右の林班の一部	0			
明和町	右の林班の全部	0	0		
	右の林班の一部	0			
千代田町	右の林班の全部	0	15		06:防風保安林
	右の林班の一部	1-1、 1-2			
大泉町	右の林班の全部	0	2		06:防風保安林
	右の林班の一部	1			
邑楽町	右の林班の全部	0	3		06:防風保安林
	右の林班の一部	1-2			

留意すべき事項

1　森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努めるものとします。また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとします。

2　保安林については、各保安林の指定施業要件によるものとします。

（２） 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当林分なし

（３） 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分に留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。特に、太陽光発電施設の設置に伴う開発行為については、土砂流出や水害の発生、森林の有する公益的機能及び周辺環境への影響等を踏まえ、林地開発許可制度における許可基準等を厳正に運用するとともに、防災施設の適切な設置や森林の適正な配置を確保し、地域との共生が図られるよう配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を適正に運用するものとします。

また、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

（４） その他必要な事項

特になし

２　保安施設に関する事項

（１）　保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

（２）　保安施設地区に関する方針

保安施設事業を行う必要があると認められる場合には、保安施設地区の指定を行うものとするが､事業の実施に必要な区域が保安林または保安林予定森林である場合は、指定を省略できるものとします。

（３）　治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、災害の発生形態の変化などを勘案し、災害に強い地域づくりに関する取組を、事前防災・減災の考え方に立って実施することとし、具体的には、保安林の整備、渓間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

また、流域治水の取組と連携し、森林の浸透・保水機能の維持・向上を図るとともに、森林病害虫や野生鳥獣による被害に伴う林床の裸地化等を原因とする土砂流出を防止するため、関係機関と連携した予防治山対策を推進します。

さらに、流木災害のリスクが高い渓流域等においては、流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採等を進めるとともに、地域の防災・避難体制等のソフト対策とも連携し、山地災害による被害の軽減を図ります。

その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえて、必要に応じて在来種による緑化等を実施し、生物多様性の保全に努めます。

（４）　特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明

らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア　下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ　気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ　法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

（５）　その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村、森林組合等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整及び標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、空中写真等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化し、森林の有する公益機能が損なわれるとともに森林資源の循環利用にも支障が生じています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の森林における鳥獣害の状況及び鳥獣の生息状況から想定される被害発生のおそれの程度を勘案して、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定することとします。また、鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に鳥獣害の防止の方法及びその他必要な事項を定めるものとします。

（１） 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、市町村が把握している森林被害の状況、学識経験者からの助言及び森林組合や森林所有者、地元住民等からの情報に基づき、対象鳥獣による被害が発生している森林及び被害の発生のおそれのある森林について、対象鳥獣の別に、林班を単位として「鳥獣害防止森林区域」を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。

その際、市町村の鳥獣被害対策関係部局をはじめ、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとします。

（２） その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めるものとします。あわせて、新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとします。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）　森林病害虫等の被害対策の方針

日常の監視を通して、病害虫等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

（２）　鳥獣被害対策の方針（３に掲げる事項を除く）

３の（１）に定める対象鳥獣以外の鳥獣害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の状況や被害発生地の特性など、詳細な情報収集に努めることとします。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣の生息環境の保全・整備を図るため、林業適地以外の人工林については、針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行を推進します。

また、ツキノワグマ等の野生鳥獣と地域住民とのすみ分けを図るため、里山林の適切な整備や森林と集落との境界における緩衝帯の整備等を促進するとともに、関係機関と連携した被害防止対策を推進します。

（３）　林野火災の予防の方針

林野火災の多くは、たき火や野焼き等の人為的な原因により発生していることから、森林が乾燥する春先を中心に、森林保全巡視指導員や森林組合、環境森林事務所等による巡視活動を実施するとともに、地域住民や森林利用者に対する林野火災予防の広報・啓発を推進します。

また、林野火災の発生及び延焼による被害の軽減を図るため、延焼しにくい多様な林相への誘導や、消火活動にも資する林道等の整備、森林資源情報及び路網情報の整備・共有を推進し、関係機関と連携した林野火災に強い地域づくりを進めます。

さらに、地域の実情に応じて防火標識の設置や初期消火資材の配備等を進め、林野火災の予防体制の強化を図ります。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計

画に定める留意事項に従うものとします。

（４） その他必要な事項

各種の森林被害を防止するため、森林所有者や森林保全巡視指導員・森林保全推進員等による巡視活動を推進します。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備等、森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

（１）　保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

（２）　その他保健機能森林の整備に関する事項

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養（かんよう）及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

イ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

なお、森林保健施設の建築物については、高さを対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満とすること、原則木造とすること、適切な色彩とすること等により、自然との調和を図ることとします。

ウ　その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整

備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する必要があります。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位　材積：1,000m^3

区分	総数	主伐	間伐
総数	1,250	640	610
うち前半５年分	620	320	300

２　森林施業面積

森林施業面積については、下表のとおり計画します。

単位　面積：ha

区分	森林施業面積
総数	13,400
うち前半５年分	6,700

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位　面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,530	860
うち前半５年分	760	430

4　林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

単位　延長：km，面積：ha

開設拡張別	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	渋川市	潜下支	2.9	54	○		
			渋川市計	1 路線	2.9	54			
開設	自動車道	林業専用道	前橋市	相吉１号	1.0	14			
開設	自動車道	林業専用道	前橋市	大穴支	2.0	29			
			前橋市計	2 路線	3.0	43			
渋川森林事務所計				3 路線	5.9	97			
開設	自動車道	指定林道	桐生市	梅田小平	2.1	255	○		
開設	自動車道		桐生市	上田沢花輪	1.0	40	○		
開設	自動車道	林業専用道	桐生市	赤柴孫	0.2	5	○		
開設	自動車道	林業専用道	桐生市	田沢	0.5	14	○		
開設	自動車道	林業専用道	桐生市	芋穴両平線	1.3	56	○		
			桐生市計	5 路線	5.1	370			
開設	自動車道		みどり市	桜峠	0.6	44	○		
開設	自動車道		みどり市	上田沢花輪	2.1	140	○		
開設	自動車道	林業専用道	みどり市	赤柴孫	1.2	30	○		
開設	自動車道	林業専用道	みどり市	浅原	0.3	18	○		
			みどり市計	4 路線	4.2	232			
桐生森林事務所計				9 路線	9.3	602			
利根下流森林計画区計				12 路線	15.2	699			

単位　延長：km、面積：ha

開設拡張別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道		渋川市	西赤城山	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	行幸田	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	長坂	0.6				改良
拡張	自動車道		渋川市	田之郷	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	中山	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	前山	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	前山中山	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	潜下	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	赤城白樺	0.5				改良
拡張	自動車道		渋川市	桜木	0.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	大平	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	天神	0.8				改良
拡張	自動車道		渋川市	天神支	0.5				改良
拡張	自動車道		渋川市	日影山	1.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	二本木	0.5				改良
拡張	自動車道		渋川市	奥子持	0.3		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	峠山	1.0				改良
拡張	自動車道		渋川市	谷の口程久保	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	冨士山	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	西の沢	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	上野原	0.1		○		改良
拡張	自動車道		渋川市	諏訪平長坂	0.1				改良
拡張	自動車道		渋川市	天神山	0.2				改良
拡張	自動車道		渋川市	五輪平	1.3				改良
拡張	自動車道		渋川市	芳ヶ沢	0.8				改良
拡張	自動車道		渋川市	蛇ヶ岳	0.8				改良
拡張	自動車道		渋川市	沖門	0.1				改良
			渋川市計	27 路線	10.6				
拡張	自動車道		榛東村	新井盗人越	0.2				改良
拡張	自動車道		榛東村	吾妻山	0.1		○		改良
			榛東村計	2 路線	0.3				
拡張	自動車道		吉岡町	湯出入	0.1				改良
拡張	自動車道		吉岡町	水沢上野原	0.1				改良
			吉岡町計	2 路線	0.2				
拡張	自動車道		前橋市	溝ノ口	0.4		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	大倉	0.3				改良
拡張	自動車道		前橋市	不動大滝	0.3		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	鍋割相吉	1.0				改良
拡張	自動車道		前橋市	滝沢	0.1		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	湯の口滝沢	0.4		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	赤城東麓	0.2		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	下横道	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	葦窪	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	東大河原	2.2				改良
拡張	自動車道		前橋市	箕輪	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	大穴	0.1		○		改良

単位　延長：km、面積：ha

開設拡張別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道		前橋市	大林	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	沼の窪	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	赤城白樺	0.5		○		改良
拡張	自動車道		前橋市	鍋割相吉支	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	鶉山	0.2				改良
拡張	自動車道		前橋市	白山	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	白川	0.5				改良
拡張	自動車道		前橋市	一之渡戸	0.1				改良
拡張	自動車道		前橋市	滝沢大猿	0.4		○		改良
			前橋市計	21 路線	8.6				
渋川森林事務所計				52 路線	19.7				
拡張	自動車道		桐生市	三境	0.5		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	梅田小平	0.5		○		改良・舗装 実施内容の変更
拡張	自動車道		桐生市	赤柴	1.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	田沢楡沢	1.0		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	花見ヶ原	1.0		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	平	0.8				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	株栃	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	控鳥屋	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	細程	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	広仁田	1.1				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	城梨木	0.3				改良
拡張	自動車道		桐生市	梨木沢	0.5		○		改良・舗装 実施内容の変更
拡張	自動車道		桐生市	赤城東麓	5.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	田沢小中	1.0		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	松山	0.2				改良
拡張	自動車道		桐生市	荒神山	0.2		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	広仁田支	0.3				舗装
拡張	自動車道		桐生市	八木原大畑	0.8				改良
拡張	自動車道		桐生市	間々下栗生	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	城山	0.2				改良
拡張	自動車道		桐生市	朝日沢	0.1				改良
拡張	自動車道		桐生市	一色	0.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	金沢	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		桐生市	高仁田	0.8		○		改良
拡張	自動車道		桐生市	皆沢	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道	林業専用道	桐生市	向山	1.5		○		改良
			桐生市計	26 路線	22.6				

単位　延長：km、面積：ha

開設拡張別	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	利用区域面積	前半５カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道		みどり市	小平座間	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	作原沢入	7.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	田沢小中	1.0				改良
拡張	自動車道		みどり市	小中新地	0.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	蛇ノ尾	3.3		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	高橋深ぐな	1.4				改良
拡張	自動車道		みどり市	高戸山	0.6				改良
拡張	自動車道		みどり市	横川	0.7				改良
拡張	自動車道		みどり市	松座	0.7		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	ねしゃか	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	小中西山	2.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	小中支	0.5				改良
拡張	自動車道		みどり市	東沢	2.6				改良
拡張	自動車道		みどり市	三境	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	柱戸	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	樋ノ入	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	牛沢	1.0		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	出屏	1.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	金山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	加藤畑	0.2				改良
拡張	自動車道		みどり市	足渡戸	0.3				改良
拡張	自動車道		みどり市	塔ノ沢	0.5				改良
拡張	自動車道		みどり市	孫	0.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	塩沢小平	5.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	梅田小平	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	高名木	0.1		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	入山	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		みどり市	次石	0.1				改良
拡張	自動車道		みどり市	八木原大畑	0.4		○		改良
拡張	自動車道		みどり市	高松	1.2				改良
拡張	自動車道		みどり市	白倉	0.1		○		改良 路線の追加
拡張	自動車道	林業専用道	みどり市	浅原	0.5		○		改良
			みどり市計	32 路線	37.9				
桐生森林事務所計				58 路線	60.5				
利根下流森林計画区計				110 路線	80.2				

5　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（1）　保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面積	うち 前半５年分	備　考
総数（実面積）	23,648	23,082	
水源の涵養のための保安林	12,881	12,817	
災害防備のための保安林	10,766	10,265	
保健、風致の保存等のための保安林	3,588	3,525	

注　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源の涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しないことがある。

②　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定解除別	種　類	森林の所在		面積	うち 前半５年分	指定又は解除を必要とする理由	備　考
		市町村	区域				
指定	総　数	総数		1255	625		
		前橋市		247	123		
		桐生市		268	134		
		伊勢崎市		0	0		
		太田市		25	12		
		館林市		2	1		
		渋川市		353	176		
		みどり市		312	156		
		榛東村		28	13		
		吉岡町		18	9		
		玉村町		0	0		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		1	0		
		大泉町		0	0		
		邑楽町		0	0		
	水源の涵養のための保安林	総数		128	63		
		前橋市		28	14		
		桐生市		18	9		
		伊勢崎市		－	－		
		太田市		－	－		
		館林市		－	－		
		渋川市		9	5		
		みどり市		71	35		
		榛東村		2	0		
		吉岡町		－	－		
		玉村町		－	－		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		－	－		
		大泉町		－	－		
		邑楽町		－	－		

単位　面積：ha

指定解除	種　類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備　考
		市町村	区域		うち		
指定	災害防備のための保安林	総数		1000	499		
		前橋市		168	84		
		桐生市		245	123		
		伊勢崎市		0	0		
		太田市		23	12		
		館林市		2	1		
		渋川市		318	159		
		みどり市		204	102		
		榛東村		23	11		
		吉岡町		14	7		
		玉村町		0	0		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		1	0		
		大泉町		0	0		
		邑楽町		0	0		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数		127	63		
		前橋市		50	25		
		桐生市		5	2		
		伊勢崎市		0	0		
		太田市		2	0		
		館林市		0	0		
		渋川市		25	13		
		みどり市		38	19		
		榛東村		3	1		
		吉岡町		4	2		
		玉村町		－	－		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		－	－		
		大泉町		－	－		
		邑楽町		－	－		
解除	総　数	総数		3	3		
		前橋市		1	1		
		桐生市		0	0		
		伊勢崎市		－	－		
		太田市		－	－		
		館林市		－	－		
		渋川市		0	0		
		みどり市		－	－		
		榛東村		－	－		
		吉岡町		－	－		
		玉村町		－	－		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		－	－		
		大泉町		－	－		
		邑楽町		－	－		

単位　面積：ha

指定解除	種　類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備　考
		市町村	区域		うち		
解除	水源の涵養のための保安林	総数		0	0		
		前橋市		0	0		
		桐生市		－	－		
		伊勢崎市		－	－		
		太田市		－	－		
		館林市		－	－		
		渋川市		0	0		
		みどり市		－	－		
		榛東村		－	－		
		吉岡町		－	－		
		玉村町		－	－		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		－	－		
		大泉町		－	－		
		邑楽町		－	－		
	災害防備のための保安林	総数		2	2		
		前橋市		0	0		
		桐生市		0	0		
		伊勢崎市		－	－		
		太田市		－	－		
		館林市		－	－		
		渋川市		0	0		
		みどり市		－	－		
		榛東村		－	－		
		吉岡町		－	－		
		玉村町		－	－		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		－	－		
		大泉町		－	－		
		邑楽町		－	－		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数		－	－		
		前橋市		－	－		
		桐生市		－	－		
		伊勢崎市		－	－		
		太田市		－	－		
		館林市		－	－		
		渋川市		－	－		
		みどり市		－	－		
		榛東村		－	－		
		吉岡町		－	－		
		玉村町		－	－		
		板倉町		－	－		
		明和町		－	－		
		千代田町		－	－		
		大泉町		－	－		
		邑楽町		－	－		

注：数値は整数止め。（1に満たないものは「０」、該当がないものは「－」）

③　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種類	指定施業要件の整備の区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵養のための保安林	－	－	－	－	－
災害防備のための保安林	－	－	－	－	－
保健、風致の保存のための保安林	－	－	－	－	－

（２）　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位　面積：ha

森林の所在		面積	うち前半５年分	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域				
該当なし		－	－		
		－	－		
		－	－		
		－	－		

（３）　実施すべき治山事業の数量

単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数	うち前半５年分	主な工種	備考
市町村	区域				
総数		128	63		
前橋市	赤城山ほか	19	9	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
桐生市	沢入ほか	23	11	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
伊勢崎市					
太田市					
館林市					
渋川市	南原ほか	32	16	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
みどり市	白ヶ沢ほか	52	26	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
榛東村					
吉岡町	阿久沢ほか	2	1	渓間工、山腹工、本数調整伐等	
玉村町					
板倉町					
明和町					
千代田町					
大泉町					
邑楽町					

6　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

単位　面積：ha

特定保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等																その他必要な事項	備考
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採				その他					
			位置	林班小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期		
該当なし																							

第７　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定めます。

制限林の所在

単位　　面積：ha

種類	森林の所在		面　積	施業方法	備　考
	市町村	地域（林班）			
総数			23,923		
０２：水源かん養保安林	前橋市	20、 21、 22、 23、 24、 25、 26、 28、 29、 30-1、 30-2、 31、 32、 33、 36、 37、 40、 43、 44、 47、 48、 49、 50、 51、 52、 67、 68、 69、 81、 82、 83、 84、 85、 86、 90、 91、 92、 93、 99、 100、 101、 102、 103、 104	2,961	別表 １－(1)	保健保 774ha、 砂防指定 3ha、 風致地区 29haと重複
	桐生市	42、 52、 57、 58、 59、 60、 61、 64、 65、 66、 67、 68、 69、 70、 71、 72、 73、 74、 75、 76、 77、 78、 79、 80、 81、 82、 83、 84、 85、 92、 96、 98、 110-1、 111-1、 111-2、 112-1、 126、 127、 128、 129、 130、 131、 132、 133、 134-1、 150、 156、 163、 178、 179、 183、 184、 185	1,749		保健保 44ha、 砂防指定 2ha、 急傾危険 0haと重複
	伊勢崎市		-		
	太田市		-		
	館林市		-		
	渋川市	25、 28、 30、 69、 79、 80、 83、 115、 154、 159、 190、 203、 204、 210、 211、 212、 214、 215、 216、 217、 218、 219、 220、 223、 225、 226、 227	913		保健保 79ha、 砂防指定 1haと重複
	みどり市	71、 72、 73、 78、 79、 80、 81、 82、 83、 84、 85、 86、 87、 88、 89、 90、 91、 92、 93、 94、 95、 97、 98、 99、 100、 101、 102、 103、 104、 105、 106、 107、 112、 113、 114、 119、 120、 121、 122、 123、 124、 125、 126、 127、 128、 129、 130、 131、 132、 133、 134、 135、 144、 145、 147、 148、 149、 150、 151、 152、 153、 154、 155、 156、 162、 163、 164、 169、 171、 172、 173、 174、 175、 176、 177、 178、 179、 180、 181、 182、 183、 184、 185、 186、 187、 188、 189、 190、 191、 193、 194、 195、 196、 197、 198、 199、 200、 201、 202、 203、 204、 205、 206、 207、 208、 209	7,314		土流防保 0ha、 水害防保 1ha、 保健保 1,031ha、 県自然特 275ha、 砂防指定 2haと重複
	榛東村	16、 17、 18、 19、 20、 23	169		保健保 83haと重複
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		13,104		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面　積	施業方法	備　考
	市町村	地域（林班）			
03：土砂流出防備保安林	前橋市	12、 21、 29、 31、 34、 38、 39、 42、 43、 53、 54、 55、 56、 57、 58、 61、 73、 81	437		保健保 49ha、 砂防指定 4haと重複
	桐生市	1、 2、 3、 9、 10、 12、 13、 14、 15、 16、 17、 18、 19、 20-1、 20-2、 20-3、 21-1、 21-2、 22、 23、 40、 42、 43、 45、 46、 47、 48、 49、 54、 55、 56-1、 63、 67、 68、 70、 72、 73、 80、 86、 89、 90、 92、 93、 95、 101、 102、 107、 108、 109、 110-2、 118、 129、 137、 140、 141、 149、 150、 151、 152、 153、 154、 155、 156、 157、 158、 159、 160、 161、 162、 163、 164、 165、 166、 170、 172、 173、 174、 176、 177、 178、 179、 180、 181、 184、 185、 186、 187、 188、 189、 191	2,298		保健保 90ha、 砂防指定 28ha、 急傾危険 2haと重複
	伊勢崎市		-		
	太田市	7、 9、 10、 11-1、 15、 16、 17	191		保健保 34ha、 風致保 6ha、 国定公３ 1ha、 鳥獣特保 36ha、 風致地区 76haと重複
	館林市		-		
	渋川市	1、 2、 4、 6、 7、 10、 12、 14、 15、 16、 17、 18、 19、 20、 31、 34、 35、 39、 44、 45、 46、 48、 49、 50、 51、 52、 53、 54、 55、 56、 57、 58、 59、 61、 62、 66、 67、 68、 70、 71、 72、 74、 75、 76、 77、 78、 79、 80、 81、 82、 83、 84、 85、 86、 87、 88、 89、 93、 94、 101、 107、 108、 110、 111、 112、 113、 114、 115、 116、 117、 118、 119、 120、 121、 122、 123、 128、 129、 130、 131、 132、 133、 134、 135、 136、 137、 140、 144、 145、 146、 147、 148、 149、 150、 151、 152、 153、 154、 155、 156、 157、 158、 159、 162、 163、 164、 165、 168、 170、 171、 174、 175、 177、 178、 179、 181、 182、 183、 190、 194、 195、 197、 198、 206、 209、 222、 223、 233、 238、 242、 247、 248、 252、 256	2,824	別表 1 －(1)	土崩防保 0ha、 保健保 622ha、 鳥獣特保 275ha、 砂防指定 15ha、 急傾危険 1haと重複
	みどり市	4、 5、 9、 11、 12、 13、 15、 16、 17、 19、 20、 21、 23、 27、 33、 34、 35、 36、 37、 38、 44、 46、 47、 48、 49、 50、 51、 52、 53、 54、 55、 59、 60、 61、 62、 63、 65、 66、 68、 69、 70、 71、 72、 73、 74、 75、 96、 97、 98、 103、 104、 105、 108、 111、 112、 113、 114、 116、 117、 118、 119、 120、 125、 126、 127、 128、 129、 130、 132、 135、 136、 137、 138、 140、 141、 142、 143、 146、 158、 159、 160、 161、 164、 165、 166、 167、 168、 169、 170、 179、 195、 209、 210	1,918		水かん保 0ha、 保健保 82ha、 砂防指定 7ha、 急傾危険 1haと重複
	榛東村	2、 3、 4、 5、 8、 9、 15、 16、 17、 22	216		保健保 9ha、 砂防指定 1haと重複
	吉岡町	1、 2、 4-2、 5	111		保健保 96haと重複
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		7,996		
04：土砂崩壊防備保安林	前橋市	35	3	別表 1 －(2)	
	桐生市	24、 62、 153、 156、 161、 174、 189	7		
	伊勢崎市		-		
	太田市		-		
	館林市		-		
	渋川市	7、 16、 19、 41、 43、 85、 86、 87、 88、 89、 93、 129、 131、 134、 135、 136、 165、 197、 203、 228、 248	33		土流防保 0ha、 砂防指定 0haと重複
	みどり市	15、 16、 46、 58、 59、 109、 111、 137、 142、 159	20		
	榛東村	16	0		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		63		

単位　　面積：ha

種類	森林の所在		面　積	施業方法	備　考
	市町村	地域（林班）			
06：防風保安林	前橋市	3、 4、 15、 16、 17、 18、 19、 28、 33、 35、 36、 40	95	別表 1－(1)	砂防指定 0haと重複
	桐生市	121、 134-2、 135-2	12		
	伊勢崎市	4	4		保健保 4haと重複
	太田市		-		
	館林市	1、 7	22		保健保 14ha、 風致地区 5haと重複
	渋川市		-		
	みどり市	1	0		
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町	1-1、 1-2	15		
	大泉町	1	2		
	邑楽町	1-2	3		
	計		154		
07：水害防備保安林	前橋市	34、 41、 44、 45、 61、 82	15	別表 1－(2)	保健保 1haと重複
	桐生市	1、 8、 103、 118	7		
	伊勢崎市		-		
	太田市		-		
	館林市		-		
	渋川市	125、 136	5		
	みどり市	59、 140、 181	3		水かん保 1haと重複
	榛東村		-		
	吉岡町	5	2		
	玉村町	3、 4	9		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		42		
09：干害防備保安林	前橋市	3、 4、 16、 35、 40、 44、 60、 66、 67、 68、 69、 70、 71、 72、 73、 74、 75、 76、 77、 78、 79、 80	1,160	別表 1－(1)	保健保 19haと重複
	桐生市	137、 138、 139、 140、 141、 144、 145、 146、 147	149		
	伊勢崎市		-		
	太田市	1、 22	59		
	館林市		-		
	渋川市	24、 25、 26、 28、 31、 32、 34、 35、 37、 83、 142	119		砂防指定 8haと重複
	みどり市	14、 159	1		
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		1,490		
13：落石防止保安林	前橋市		-	別表 1－(3)	
	桐生市	71、 74	6		
	伊勢崎市		-		
	太田市		-		
	館林市		-		
	渋川市	91、 121	3		
	みどり市		-		
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		9		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面　積	施業方法	備　考
	市町村	地域（林班）			
17：保健保安林	前橋市	3、 45、 48、 50、 51、 52、 56、 80、 85、 86、 92、 94、 95、 96、 97、 98、 99、 100、 101、 102、 103、 104	1,249	別表 1－(4)	水かん保 774ha、土流防保 49ha、水害防保 1ha、干害防保 19ha、風致保 346ha、鳥獣特保 100ha、砂防指定 1ha、風致地区 39haと重複
	桐生市	42、 107、 108、 109、 110-2、 126、 127	134		水かん保 44ha、土流防保 90haと重複
	伊勢崎市	2、 4	7		防風保 4haと重複
	太田市	9、 10、 11-1	37		土流防保 34ha、鳥獣特保 25ha、風致地区 21haと重複
	館林市	1	14		防風保 14haと重複
	渋川市	44、 49、 50、 51、 61、 66、 67、 68、 69、 70、 71、 72、 108、 148、 150、 157、 159、 203、 210、 211、 212	701		水かん保 79ha、土流防保 622ha、鳥獣特保 187haと重複
	みどり市	80、 82、 84、 86、 87、 88、 90、 92、 94、 95、 96、 151、 152、 153、 154、 155、 156、 191	1,113		水かん保 1,031ha、土流防保 82ha、砂防指定 0haと重複
	榛東村	16、 17、 19、 23	92		水かん保 83ha、土流防保 9haと重複
	吉岡町	1	96		土流防保 96haと重複
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		3,442		
18：風致保安林	前橋市	94、 95、 96、 97、 98	347	別表 1－(2)	保健保 346ha、鳥獣特保 78haと重複
	桐生市		-		
	伊勢崎市		-		
	太田市	9	11		土流防保 6ha、風致地区 11haと重複
	館林市		-		
	渋川市	221	1		
	みどり市		-		
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		359		
28：国定公園第3種特別地域	前橋市		-	自然公園法の定めによる	
	桐生市		-		
	伊勢崎市		-		
	太田市	11-1	1		土流防保 1ha、風致地区 1haと重複
	館林市		-		
	渋川市		-		
	みどり市		-		
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		1		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面　積	施業方法	備　考
	市町村	地域（林班）			
35：群馬県自然環境保全条例による特別地区	前橋市	35	1	群馬県自然環境保全条例及び同条例施行規則の定めによる	
	桐生市		-		
	伊勢崎市		-		
	太田市		-		
	館林市		-		
	渋川市		-		
	みどり市	85、 91	275		水かん保 275haと重複
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		276		
36：鳥獣保護区特別保護地区	前橋市	95、 96、 97、 98	100	鳥獣保護管理法の定めによる	保健保 100ha、 風致保 78haと重複
	桐生市	37、 38	28		急傾危険 1ha、 風致地区 16haと重複
	伊勢崎市		-		
	太田市	9、 10、 11-1	45		土流防保 36ha、 保健保 25ha、 風致地区 32haと重複
	館林市		-		
	渋川市	50、 51、 52、 66、 67	292		土流防保 275ha、 保健保 187haと重複
	みどり市		-		
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		464		
37：砂防指定地	前橋市	3、 4、 17、 18、 32、 34、 35、 40、 41、 42、 43、 45、 46、 53、 60、 69、 73、 74、 79、 102	49	群馬県砂防指定地管理条例及び同条例施行規則の定めによる	水かん保 3ha、 土流防保 4ha、 防風保 0ha、 保健保 1haと重複
	桐生市	1、 3、 4、 5、 6、 7、 17、 18、 24、 25、 26、 27、 29、 31、 34、 37、 40、 41、 43、 52、 72、 74、 87、 88、 89、 105、 111-2、 112-2、 116、 117、 120、 122、 123、 136、 141、 145、 147、 149、 151、 152、 154、 156、 157、 158、 163、 164、 166、 167、 172、 178、 179、 180、 181、 182	147		水かん保 2ha、 土流防保 28ha、 急傾危険 0haと重複
	伊勢崎市	4	0		
	太田市	4、 5、 9、 11-1、 14、 18、 24	17		風致地区 5haと重複
	館林市		-		
	渋川市	1、 2、 7、 9、 11、 13、 16、 17、 18、 20、 21、 22、 23、 28、 30、 31、 32、 34、 35、 36、 40、 42、 56、 57、 58、 60、 61、 76、 81、 84、 85、 86、 88、 89、 92、 93、 94、 96、 105、 114、 117、 119、 131、 132、 142、 144、 162、 169、 171、 172、 174、 175、 180、 183、 194、 209、 222、 224	129		水かん保 1ha、 土流防保 15ha、 土崩防保 0ha、 干害防保 8ha、 急傾危険 1haと重複
	みどり市	4、 5、 10、 11、 16、 17、 32、 62、 64、 75、 88、 104、 107、 108、 118、 142、 143、 146、 158、 159、 170、 179、 201、 204	35		水かん保 2ha、 土流防保 7ha、 保健保 0haと重複
	榛東村	7、 8、 9、 12、 13、 14	9		土流防保 1haと重複
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		386		

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面　積	施業方法	備　考
	市町村	地域（林班）			
40：急傾斜地崩壊危険地域	前橋市	17	0	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の定めによる	
	桐生市	1、 9、 10、 14、 15、 31、 32、 35、 37、 39、 56-1、 92、 105、 106、 107、 108、 112-2、 114、 116、 118、 139、 140、 153、 156、 160、 161、 165、 172、 173、 174、 175	43		水かん保 0ha、 土流防保 2ha、 鳥獣特保 1ha、 砂防指定 0ha、 風致地区 1haと重複
	伊勢崎市		-		
	太田市	18	4		
	館林市		-		
	渋川市	57、 76、 81、 85、 86、 87、 88、 89、 93、 94、 105、 127、 144、 171、 177、 241	8		土流防保 1ha、 砂防指定 1haと重複
	みどり市	6、 15、 20、 29、 35、 44、 59、 60、 61、 68、 69、 75、 104、 114、 139、 146、 159	18		土流防保 1haと重複
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		73		
45：風致地区	前橋市	85、 94	68	群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同条例施行規則の定めによる	水かん保 29ha、 保健保 39haと重複
	桐生市	37、 38、 39	17		鳥獣特保 16ha、 急傾危険 1haと重複
	伊勢崎市		-		
	太田市	7、 8-1、 8-2、 9、 10、 11-1、 14	245		土流防保 76ha、 保健保 21ha、 風致保 11ha、 国定公３ 1ha、 鳥獣特保 32ha、 砂防指定 5haと重複
	館林市	7	5		防風保 5haと重複
	渋川市		-		
	みどり市	3	62		
	榛東村		-		
	吉岡町		-		
	玉村町		-		
	板倉町		-		
	明和町		-		
	千代田町		-		
	大泉町		-		
	邑楽町		-		
	計		397		

2　その他必要な事項

特になし

別表　１－(1)　　制限林の施業方法

施業方法			
伐採方法　※1		その他	備考
伐採方法	伐採制限		
1　主　伐 (1) 伐採は主として区分皆伐による。 　ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は択伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 　ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。 2　間　伐 　伐採は樹冠疎密度80％以上の箇所について行う。	1　主　伐 (1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。　※2 ア　年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。 イ　１伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。 (2) 択伐の限度は別表１-(2)による。 2　間　伐 　伐採の限度は、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	1　植　栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所で天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年を経過する日までに行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。 2　その他　※3 　立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1　伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2　皆伐面積の限度は毎年 ２月１日 ６月１日 ９月１日 12月１日 に公表される。 　公表日が日曜休日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。 ※3　森林法による知事の許可を要する。

別表　１－(2)　　制限林の施業方法

施業方法			備考
伐採方法　※1		その他	
伐採方法	伐採制限		
1　主　伐 (1) 伐採は主として択伐とする。 　ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は禁伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 　ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。 2　間　伐 　伐採は樹冠疎密度80%以上の箇所について行う。	1　主　伐 　択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。 2　間　伐 　伐採の限度は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	1　植　栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所で天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年を経過する日までに行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。 2　その他　※2 　立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1　伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2　森林法による知事の許可を要する。

別表　１－(3)　　制限林の施業方法

施業方法			備考
伐採方法　※1		その他	
伐採方法	伐採制限		
1　主　伐 (1) 伐採は原則として禁伐とする。 　ただし、被害を生ずる恐れが少ない箇所は択伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 　ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。	1　主　伐 　択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。	1　植　栽 　原則として植栽は行わない。 2　その他　※2 　立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1　伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2　森林法による知事の許可を要する。

別表　１－(4)　　制限林の施業方法

施業方法			備考
伐採方法　※1		その他	
伐採方法	伐採制限		
1　主　伐 (1) 伐採は原則として択伐とする。 　なお、景観維持を目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望点からの視界外にある箇所は区分皆伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 　ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。 2　間　伐 　伐採は樹冠疎密度80％以上の箇所について行う。	1　主　伐 (1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。　※2 ア　年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。 イ　１伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。 (2) 択伐の限度は別表１-(2)による。 2　間　伐 　伐採の限度は、材積に係る伐採率が35％以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	1　植　栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所で天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年を経過する日までに行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。 2　その他　※3 　立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1　伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2　皆伐面積の限度は毎年 ２月１日 ６月１日 ９月１日 12月１日 に公表される。 　公表日が日曜休日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。 ※3　森林法による知事の許可を要する。

別表　１－(5)　　制限林の施業方法

施業方法			備考
伐採方法　※１		その他	
伐採方法	伐採制限		
１　主　伐 (1) 伐採は主として択伐とする。 　ただし、風致の保存のため特に必要がある箇所は禁伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 　ただし保安林の機能維持または強化のため特例のある場合はこの限りではない。 ２　間　伐 　伐採は樹冠疎密度 80％以上の箇所について行う。	１　主　伐 　択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の 30％(植栽が義務付けられている森林は 40％）以下とする。 ２　間　伐 　伐採の限度は、伐採年度当初の立木蓄積の 35％以下で、おおむね５年後に樹冠疎密度が 80％以上に回復する見込みの範囲内とする。	１　植　栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所で天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採年度後２年以内に行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。 ２　その他　※２ 　立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業にあたっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※１　伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※２　森林法による知事の許可を要する。

（附） 参 考 資 料

１　森林計画区の概況

（１）　市町村別土地面積及び森林面積

単位　面積：ha、比率：％

区分	区域面積	森林面積							森林比率
		総　数	国有林			民有林			
	①	②	総　数	林野庁所管	その他省庁	総　数	５条対象	５条対象外	②/①×100
総数	161,721	59,265	11,110	10,567	543	48,155	48,155	－	37
前橋市	31,159	7,310	996	987	9	6,314	6,314	－	23
桐生市	27,445	19,864	6,280	6,268	12	13,584	13,584	－	72
伊勢崎市	13,944	33	－	－	－	33	33	－	0
太田市	17,554	893	3	－	3	890	890	－	5
館林市	6,097	30	－	－	－	30	30	－	0
渋川市	24,027	12,965	2,639	2,599	40	10,326	10,326	－	54
みどり市	20,842	16,518	713	713	－	15,805	15,805	－	79
榛東村	2,792	1,217	479	－	479	738	738	－	44
吉岡町	2,046	362	－	－	－	362	362	－	18
玉村町	2,578	16	－	－	－	16	16	－	1
板倉町	4,186	1	－	－	－	1	1	－	0
明和町	1,964	2	－	－	－	2	2	－	0
千代田町	2,173	25	－	－	－	25	25	－	1
大泉町	1,803	2	－	－	－	2	2	－	0
邑楽町	3,111	27	－	－	－	27	27	－	1

注：区域面積は、令和７年度群馬県市町村要覧による。

（２）　地　　況

ア　気　　候

観測地	気温（℃）			年間降水量（㎜）	最高積雪深（cm）	主風の方向	備考
	極最高	極最低	年平均				
前橋	41.0	-5.4	16.3	1,124	14	北北西	
桐生	41.2	-6.7	16.0	1,140	－	南東	
伊勢崎	41.8	-6.8	16.7	971	－	北西	
館林	40.2	-7.1	16.3	1,091	－	西北西	

注：前橋地方気象台資料（令和３年～令和７年度）による。

イ　地　　勢

本文「Ｉ計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ　地質・土壌等

本文「Ｉ計画の大綱」の項に記載のとおり。

（3） 土地利用の現況

単位　面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総　数	うち田	うち畑	総　数	うち宅地
総数	161,721	59,265	32,737	15,909	16,808	69,719	29,768
前橋市	31,159	7,310	7,910	3,570	4,340	15,939	7,052
桐生市	27,445	19,864	1,260	403	853	6,321	2,576
伊勢崎市	13,944	33	4,140	1,610	2,520	9,771	4,720
太田市	17,554	893	5,610	2,310	3,290	11,051	5,551
館林市	6,097	30	2,150	1,730	422	3,917	1,769
渋川市	24,027	12,965	3,590	726	2,860	7,472	2,227
みどり市	20,842	16,518	893	188	705	3,431	1,201
榛東村	2,792	1,217	576	173	403	999	340
吉岡町	2,046	362	484	185	299	1,200	474
玉村町	2,578	16	808	575	233	1,754	750
板倉町	4,186	1	2,110	1,910	199	2,075	556
明和町	1,964	2	702	547	155	1,260	438
千代田町	2,173	25	878	685	193	1,270	455
大泉町	1,803	2	216	177	39	1,585	894
邑楽町	3,111	27	1,410	1,120	297	1,674	765

注：1　総数及び宅地は令和７年群馬県市町村要覧による。
　　2　農地は令和７年度群馬県森林林業統計書による。

（4） 産業別生産額

単位　金額：百万円

区分	総生産額	第１次産業				第２次産業	第３次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	5,887,565	72,867	72,106	607	154	2,831,493	2,983,205
前橋市	1,257,132	21,836	21,636	129	71	288,593	946,703
桐生市	369,287	5,991	5,779	204	8	103,792	259,504
伊勢崎市	1,001,285	9,259	9,182	23	54	542,459	449,567
太田市	1,476,373	10,348	10,340	8	－	927,157	538,868
館林市	276,800	3,859	3,852	－	7	103,088	169,853
渋川市	276,685	8,286	8,173	107	6	81,543	186,856
みどり市	145,723	2,848	2,742	102	4	38,578	104,297
榛東村	32,896	1,181	1,165	16	－	12,178	19,537
吉岡町	50,323	1,305	1,287	18	－	13,347	35,671
玉村町	139,483	1,040	1,040	－	－	67,312	71,131
板倉町	64,800	3,474	3,472	－	2	35,140	26,186
明和町	102,353	1,035	1,035	－	－	73,639	27,679
千代田町	136,413	749	749	－	－	113,412	22,252
大泉町	436,822	170	170	－	－	351,953	84,699
邑楽町	121,190	1,486	1,484	－	2	79,302	40,402

注：平成29年度市町村民経済計算による。

（５） 産業別就業者数

単位　　人数：人

区　分	総　　数	第１次産業				第２次産業	第３次産業
		計	農業	林業	水産業		
総　数	608,195	22,728	22,188	487	53	193,293	374,439
前橋市	157,266	6,373	6,106	252	15	35,635	111,234
桐生市	50,776	1,239	1,166	68	5	16,737	31,253
伊勢崎市	105,040	3,549	3,526	14	9	36,450	61,105
太田市	106,996	3,340	3,326	9	5	40,364	59,476
館林市	37,355	1,397	1,387	3	7	13,243	22,408
渋川市	36,904	2,041	1,961	72	8	9,851	23,328
みどり市	24,909	1,123	1,076	43	4	8,495	14,858
榛東村	7,697	389	376	13	0	2,086	5,107
吉岡町	10,747	362	356	6	0	2,694	7,453
玉村町	18,611	509	505	4	0	6,001	11,715
板倉町	7,324	1,127	1,127	0	0	2,212	3,789
明和町	5,547	330	330	0	0	2,031	3,061
千代田町	5,490	273	273	0	0	2,199	2,781
大泉町	20,762	157	154	3	0	10,565	9,751
邑楽町	12,771	519	519	0	0	4,730	7,120

注：１　令和２年度国勢調査による。

　　２　総数には分類不能を含む。

2　森林の現況

（1）　齢級別森林資源表

単位　面積:ha、材積・成長量:1,000㎥

区　分			総数			1齢級			2齢級			3齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総　数			48,030	17,116	174	82	－	－	356	10	1	283	15	2
立木地	総　数		46,606	17,116	174	82	－	－	356	10	1	283	15	2
	人工林		26,760	14,064	148	52	－	－	180	8	0	166	11	1
	天然林	総数	19,847	3,053	26	29	－	－	176	3	0	118	4	0
		利活用	45	7	0	3	－	－	－	－	－	0	0	0
		利活用以外	19,801	3,046	26	26	－	－	176	3	0	117	4	0
竹　林			249	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地			1,093	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

区　分			8齢級			9齢級			10齢級			11齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総　数			1,295	287	8	1,570	420	9	1,864	602	10	2,798	1,073	14
立木地	総　数		1,295	287	8	1,570	420	9	1,864	602	10	2,798	1,073	14
	人工林		762	224	7	920	336	8	1,218	513	9	1,859	936	12
	天然林	総数	533	63	1	650	84	1	647	89	1	939	136	1
		利活用	1	0	0	8	1	0	6	1	0	1	0	0
		利活用以外	533	63	1	642	83	1	641	88	1	937	136	1
竹　林			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

区　分			16齢級			17齢級			18齢級		
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総　数			4,701	1,691	12	2,340	822	6	1,608	582	4
立木地	総　数		4,701	1,691	12	2,340	822	6	1,608	582	4
	人工林		2,236	1,278	9	1,021	601	4	739	437	3
	天然林	総数	2,465	413	3	1,320	221	1	869	145	1
		利活用	2	0	0	9	1	0	1	0	0
		利活用以外	2,463	412	3	1,311	219	1	868	145	1
竹　林			－	－	－	－	－	－	－	－	－
無立木地			－	－	－	－	－	－	－	－	－

4齢級			5齢級			6齢級			7齢級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
467	38	3	552	65	4	773	113	5	958	177	6
467	38	3	552	65	4	773	113	5	958	177	6
258	26	2	296	44	3	382	76	4	548	135	5
208	12	1	257	20	1	391	36	1	410	42	1
－	－	－	－	－	－	1	0	0	3	0	0
208	12	1	257	20	1	390	36	1	407	41	1
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

12齢級			13齢級			14齢級			15齢級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
4,072	1,766	18	5,390	2,469	20	6,468	2,897	23	6,221	2,613	19
4,072	1,766	18	5,390	2,469	20	6,468	2,897	23	6,221	2,613	19
2,931	1,592	16	3,825	2,219	18	4,181	2,518	21	3,528	2,162	16
1,141	174	2	1,565	250	2	2,287	378	2	2,694	451	3
1	0	－	2	0	0	2	0	0	5	1	0
1,140	174	2	1,563	249	2	2,285	378	2	2,689	450	3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

19齢級			20齢級			21齢級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
1,206	393	3	1,104	332	2	2,497	729	5
1,206	393	3	1,104	332	2	2,497	729	5
462	268	2	379	211	2	818	447	3
745	124	1	725	121	1	1,679	282	2
－	－	－	－	－	－	1	0	－
745	124	1	725	121	1	1,678	281	2
－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－

注１　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

（２） 制限林普通林別森林資源表

単位　面積：ha、材積・成長量：1,000m³

区分		総数	立木地						無立木地		
			総数	人工林	天然林			竹林	総数	伐採跡地	未立木地
					総数	利活用	利活用以外				
総数	面積	48,151	46,728	26,880	19,847	46	19,801	249	1,093	183	910
	材積	17,144	17,144	14,091	3,053	7	3,046	－	－	－	－
	成長量	175	175	149	26	0	26	－	－	－	－
制限林	面積	23,833	23,261	12,593	10,668	13	10,655	55	438	50	388
	材積	7,829	7,829	6,139	1,690	2	1,688	－	－	－	－
	成長量	83	83	69	14	0	14	－	－	－	－
普通林	面積	24,318	23,467	14,287	9,179	33	9,146	195	655	133	522
	材積	9,314	9,314	7,951	1,363	5	1,358	－	－	－	－
	成長量	92	92	79	13	0	13	－	－	－	－

（４） 所有形態別森林資源表

単位　面積：ha　材積：1,000m³

区分		総数	立木地						無立木地		
			総数	人工林	天然林			竹林	総数	伐採跡地	未立木地
					総数	利活用	利活用以外				
総数	面積	48,151	46,728	26,880	19,847	46	19,801	249	1,093	183	910
	材積	17,144	17,144	14,091	3,053	7	3,046	－	－	－	－
都道府県有林	面積	2,841	2,775	865	1,911	－	1,911	1	65	－	65
	材積	662	662	349	313	－	313	－	－	－	－
市町村有林	面積	3,630	3,565	2,243	1,322	0	1,322	2	61	5	57
	材積	1,263	1,263	1,055	208	0	208	－	－	－	－
私有林	面積	41,680	40,387	23,772	16,614	46	16,568	247	966	178	788
	材積	15,218	15,218	12,687	2,531	7	2,524	－	－	－	－

注１　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

（３） 市町村別森林資源表

単位　面積：ha、材積：1,000m³

区　分		総数	立木地						無立木地		
			総数	人工林	天然林			竹林	総数	伐採跡地	未立木地
					総数	利活用	利活用以外				
総数	面積	48,151	46,728	26,880	19,847	46	19,801	249	1,093	183	910
	材積	17,144	17,144	14,091	3,053	7	3,046	－	－	－	－
前橋市	面積	6,314	6,066	3,595	2,471	4	2,467	17	230	43	187
	材積	1,839	1,839	1,446	393	1	392	－	－	－	－
桐生市	面積	13,584	13,153	8,270	4,883	6	4,877	74	355	71	284
	材積	5,331	5,331	4,608	723	1	722	－	－	－	－
伊勢崎市	面積	33	29	13	17	－	17	4	0	－	0
	材積	8	8	5	2	－	2	－	－	－	－
太田市	面積	890	861	389	473	－	473	8	20	4	17
	材積	238	238	164	75	－	75	－	－	－	－
館林市	面積	30	30	22	8	－	8	1	0	－	0
	材積	11	11	9	1	－	1	－	－	－	－
渋川市	面積	10,323	10,014	6,625	3,389	20	3,369	96	212	39	173
	材積	4,014	4,014	3,481	533	3	530	－	－	－	－
みどり市	面積	15,805	15,433	7,159	8,274	16	8,258	39	253	17	236
	材積	5,133	5,133	3,859	1,273	3	1,271	－	－	－	－
榛東村	面積	738	728	577	150	－	150	2	8	2	6
	材積	393	393	369	24	－	24	－	－	－	－
吉岡町	面積	362	348	208	140	－	140	0	13	7	6
	材積	161	161	139	22	－	22	－	－	－	－
玉村町	面積	16	13	4	8	－	8	4	－	－	－
	材積	3	3	1	1	－	1	－	－	－	－
板倉町	面積	1	1	0	1	－	1	0	－	－	－
	材積	0	0	0	0	－	0	－	－	－	－
明和町	面積	2	1	－	1	－	1	1	－	－	－
	材積	0	0	－	0	－	0	－	－	－	－
千代田町	面積	25	23	11	12	－	12	1	0	－	0
	材積	7	7	5	2	－	2	－	－	－	－
大泉町	面積	2	2	0	1	－	1	－	0	－	0
	材積	0	0	0	0	－	0	－	－	－	－
邑楽町	面積	27	25	7	18	－	18	2	0	0	－
	材積	6	6	3	3	－	3	－	－	－	－

注１　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

（５） 制限林の種類別面積

区分	保安林											
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	飛砂防備保安林	防風保安林	水害防備保安林	干害防備保安林	なだれ防止保安林	落石防止保安林	保健保安林	風致保安林	計
総数	(—) 13,104	(0) 8,001	(0) 63	(—) –	(—) 154	(1) 41	(—) 1,490	(—) –	(—) 9	(3,022) 412	(353) 7	(3,376) 23,280
前橋市	(－) 2,961	(－) 437	(－) 3	(－) –	(－) 95	(－) 15	(－) 1,160	(－) –	(－) –	(842) 407	(346) 1	(1,188) 5,079
桐生市	(－) 1,749	(－) 2,298	(－) 7	(－) –	(－) 12	(－) 7	(－) 149	(－) –	(－) 6	(128) –	(－) –	(128) 4,228
伊勢崎市	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 4	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(4) 2	(－) –	(4) 7
太田市	(－) –	(－) 191	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 59	(－) –	(－) –	(43) 2	(6) 4	(50) 257
館林市	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 22	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(14) –	(－) –	(14) 22
渋川市	(－) 913	(－) 2,824	(0) 33	(－) –	(－) –	(－) 5	(－) 119	(－) –	(－) 3	(696) –	(－) 1	(696) 3,898
みどり市	(－) 7,314	(0) 1,919	(－) 20	(－) –	(－) 0	(1) 2	(－) 1	(－) –	(－) –	(1,108) –	(－) –	(1,109) 9,257
榛東村	(－) 169	(－) 221	(－) 0	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(91) –	(1) –	(92) 390
吉岡町	(－) –	(－) 111	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 2	(－) –	(－) –	(－) –	(96) –	(－) –	(96) 113
玉村町	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 9	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 9
板倉町	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –
明和町	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –
千代田町	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 15	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 15
大泉町	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 2	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 2
邑楽町	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 3	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) –	(－) 3

単位　面積：ha

保安施設地区	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険区域	自然公園（国立公園）						自然環境保全地域特別地区	天然記念物史跡名勝	合計
			特別保護区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	普通地区	計			
(－) －	(70) 288	(6) 69	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(275) 1	(－) －	(3,726) 23,638
(－) －	(7) 41	(－) 0	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) 1	(－) －	(1,195) 5,122
(－) －	(30) 116	(3) 41	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(161) 4,385
(－) －	(－) 0	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(4) 7
(－) －	(－) 17	(－) 4	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(50) 278
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(14) 22
(－) －	(23) 78	(1) 7	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(720) 3,983
(－) －	(8) 27	(1) 17	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(275) －	(－) －	(1,393) 9,301
(－) －	(1) 8	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(93) 398
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(96) 113
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) 9
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) 15
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) 2
(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －	(－) 3

注：1　左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に（　）書きで外数とした。

2　砂防指定地より右側の面積は見込みである。

（６） 樹種別面積・材積表

単位　面積：ha、材積：1,000㎥

林種／樹種	総数		人工林		天然林	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総　　数	46,731	17,144	26,883	14,091	19,848	3,053
ス　　ギ	14,077	9,479	14,077	9,479	1	0
ヒ　ノ　キ	5,807	1,962	5,807	1,962	－	－
マ　　ツ	5,199	2,107	5,196	2,106	3	1
カ ラ マ ツ	1,249	480	1,249	480	－	－
その他針葉樹	79	15	9	3	70	13
ク　ヌ　ギ	242	45	28	3	214	41
ア カ シ ア	55	9	1	0	54	9
その他広葉樹	20,023	3,046	517	57	19,506	2,989

（７） 特定保安林の指定状況

単位　面積：ｈａ

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
該当なし								

（８） 荒廃地等の面積

単位　面積：ｈａ

区分	荒廃地			荒廃危険地
	崩壊地	地すべり地	小計	
管内総数	1.28	－	1.28	3,386.64
前橋市	－	－	－	318.29
桐生市	0.12	－	0.12	745.24
伊勢崎市	－	－	－	1.00
太田市	－	－	－	7.66
館林市	－	－	－	－
渋川市	－	－	－	1,577.27
みどり市	1.16	－	1.16	686.13
榛東村	－	－	－	22.85
吉岡町	－	－	－	28.20
玉村町	－	－	－	－
板倉町	－	－	－	－
明和町	－	－	－	－
千代田町	－	－	－	－
大泉町	－	－	－	－
邑楽町	－	－	－	－

（９） 森林の被害

単位　面積：ｈａ

種類	山火事			水害			雪害			凍害			病虫害			野兎鼠害			獣害		
年度	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2	30	1	2
総数	1.7	0.4	1.3	－	0.3	1.0	0.6	－	－	－	－	－	60.4	13.3	4.7	0.1	－	－	61.2	51.2	32.1
前橋市	－	－	0.6	－	－	－	0.6	－	－	－	－	－	48.8	10.7	2.6	－	－	－	11.8	9.2	－
桐生市	1.6	0.3	0.7	－	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	0.6	0.2	－	－	－	18.8	15.1	13.0
伊勢崎市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
太田市	－	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.6	0.6	0.1	－	－	－	－	－	－
館林市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.1	－	－	－	－	－	－
渋川市	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10.8	1.1	1.0	0.1	－	－	3.4	0.6	－
みどり市	－	－	－	－	0.2	1.0	－	－	－	－	－	－	0.1	－	0.1	－	－	－	27.2	26.3	19.1
榛東村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.2	－	－	－	－	－	－
吉岡町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
玉村町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
板倉町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
明和町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千代田町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.2	－	－	－	－	－	－
大泉町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
邑楽町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.1	0.3	0.2	－	－	－	－	－	－

3　林業の動向

（1） 保有山林規模別林家数

単位　所有者数：人、面積：ha

所有階層別 / 区分		総数	0.3ha 未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～3.0	3.0～5.0
総数	所有者数	16,318	6,298	2,231	2,646	2,938	835
	面　積	48,157	903	862	1,879	5,019	3,215
前橋市	所有者数	3,116	1,325	459	568	495	106
	面　積	6,314	187	175	397	814	407
桐生市	所有者数	4,104	1,236	504	644	922	298
	面　積	13,584	179	198	463	1,593	1,151
伊勢崎市	所有者数	119	90	16	8	4	1
	面　積	33	10	6	6	8	4
太田市	所有者数	510	151	100	94	108	23
	面　積	890	26	39	66	185	92
館林市	所有者数	101	90	7	3	－	－
	面　積	30	11	2	2	－	－
渋川市	所有者数	5,427	2,202	816	911	948	238
	面　積	10,326	325	314	644	1,613	907
みどり市	所有者数	1,765	450	190	267	371	154
	面　積	15,805	67	74	194	661	598
榛東村	所有者数	386	192	43	67	53	13
	面　積	738	26	17	48	87	48
吉岡町	所有者数	461	300	59	59	33	1
	面　積	362	41	23	42	52	4
玉村町	所有者数	76	63	3	9	－	1
	面　積	16	5	1	6	－	5
板倉町	所有者数	6	5	－	1	－	－
	面　積	1	1	－	1	－	－
明和町	所有者数	4	2	1	1	－	－
	面　積	2	0	0	1	－	－
千代田町	所有者数	113	87	17	7	2	－
	面　積	25	12	6	4	2	－
大泉町	所有者数	11	10	1	－	－	－
	面　積	2	1	0	－	－	－
邑楽町	所有者数	119	95	15	7	2	－
	面　積	27	13	6	5	4	－

注：複数の市町村に森林を所有する所有者については、森林の所在する各市町村ごとに集計を行っている。

単位　所有者数：人、面積：ha

5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100.0～200.0	200.0～500.0	500.0 以上
724	349	109	92	53	19	13	11
5,084	4,869	2,613	3,407	3,800	2,534	3,633	10,340
102	38	5	8	5	2	2	1
682	531	110	296	375	282	681	1,377
240	144	47	38	22	6	1	2
1,700	2,021	1,126	1,354	1,550	853	238	1,160
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
26	4	1	1	1	1	－	－
189	56	27	32	50	129	－	－
－	1	－	－	－	－	－	－
－	15	－	－	－	－	－	－
169	83	21	18	13	4	3	1
1,164	1,147	537	700	877	525	857	717
168	78	33	25	11	5	6	7
1,210	1,084	757	931	851	636	1,656	7,086
12	1	2	1	－	1	1	－
84	15	56	46	－	109	202	－
7	－	－	1	1	－	－	－
55	－	－	49	97	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－

（２） 森林経営計画の認定状況

単位　　面積：ｈａ

区分	総　数		公有林		私有林		備　考
	人　数	面　積	人　数	面　積	人　数	面　積	
総数	(12) 20	(4,156) 5,510	(3) 6	(257) 257	(12) 18	(3,899) 5,253	
前橋市	(1) 1	(522) (551)	(1) 1	(107) (107)	(1) 1	(415) 444	
桐生市	(5) 9	(714) (1,453)	(−) −	(−) (−)	(5) 9	(714) 1,453	
太田市	(−) −	(−) (−)	(−) −	(−) (−)	(−) −	(−) −	
渋川市	(1) 1	(548) (548)	(1) 1	(46) (46)	(1) 1	(502) 502	
みどり市	(5) 8	(2,372) (2,958)	(1) 1	(104) (104)	(5) 8	(2,268) 2,854	
榛東村	(−) −	(−) (−)	(−) −	(−) (−)	(−) −	(−) −	

注：１　令和７年度末時点での認定状況。

２　市町村別の人数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載し、当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（）書きで内数とした。

３　市町村別の面積欄は、人数欄の人数に対応する面積を記載し、人数欄の（）書きの人数に対応する面積を上段に（）書きで内数とした。

４　総数の欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該管内及び当該森林計画区の認定森林所有者等の数を記載。

（３） 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位　　面積：ｈａ

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備　考
	件数	面積	件数	面積	
総数	58	85	3	30	
前橋市	18	54	−	−	
渋川市	40	30	3	30	

注：令和７年度末時点での設定状況。

４　前期計画の実行状況（過去５年間）

（１）　伐採立木材積及び間伐立木材積

単位　材積：1,000m^3、実行歩合：％

区　分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総　数	190	340	530	142	377	519	75	111	98
針葉樹	120	340	460	78	377	455	65	111	99
広葉樹	70	－	70	64	－	64	91	－	91

注：１　計画欄は、前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)の計画量である。
　　２　実行欄は、前計画の前半５ヶ年に対応する実行量である。
　　ただし、令和８年度の実行量は見込値である。

（２）　間伐面積

単位　面積：ｈａ、実行歩合：％

計　画	実　行	実行歩合
3,800	2,177	57

注：１　計画欄は、前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)の計画量である。
　　２　実行欄は、前計画の前半５ヶ年に対応する実行量である。
　　ただし、令和８年度の実行量は見込値である。

（３）　人工造林・天然更新別面積

単位　面積：ｈａ、実行歩合：％

総　数			人工造林			天然更新		
計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
870	224	26	540	124	23	330	100	30

注：１　計画欄は、前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)の計画量である。
　　２　実行欄は、前計画の前半５ヶ年に対応する実行量である。
　　ただし、令和８年度の実行量は見込値である。

（４） 林道の開設及び拡張の数量

単位　延長：km、実行歩合：%

区　　分	開　設　延　長			拡　張　延　長		
	計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
基幹路網	14.0	3.4	24%	52.7	12.7	24%
うち林業専用道	8.2	2.6	32%	2.0	0.4	20%

注：１　計画欄は、前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)の計画量である。

２　実行欄は、前計画の前半５ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和８年度の実行量は見込値である。

（５） 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア　保安林の種類別の面積

単位　面積：ha、実行歩合：%

区　　分	指　　定			解　　除		
	計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
総　　数	605	145	24	2	0.53	27
水源涵養のための保安林	103	15	14	－	－	－
災害防備のための保安林	502	130	26	2	0.53	27
保健、風致の保存等のための保安林	44	－	－	－	－	－

イ　保安施設地区の面積

単位　面積：ha、実行歩合：%

計　　画	実　行	実行歩合
－	－	－

ウ　治山事業の数量

単位　実行歩合：%

区分	治山事業施行地区数		
	計　　画	実　　行	実行歩合
山地治山(箇所)	54	47	87
総合治山(箇所)	－	－	－
水源地域整備(箇所)	－	－	－
保安林整備(地区)	7	6	86

注：１　計画欄は、前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)の計画量である。

２　実行欄は、前計画の前半５ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和８年度の実行量は見込値である。

（６）　要整備森林の森林施業の区分別面積

単位　面積：ha、実行歩合：％

施業区分		計　画	実　行	実行歩合
造　林	総　数	－	－	－
	人工林	－	－	－
	天然林	－	－	－
保　育		－	－	－
伐　採	総　数	－	－	－
	主　伐	－	－	－
	間　伐	－	－	－
その他		－	－	－

注：１　計画欄は、前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)の計画量である。
　　２　実行欄は、前計画の前半５ヶ年に対応する実行量である。
　　ただし、令和８年度の実行量は見込値である。

５　林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

（１）　森林より森林以外への異動

単位　面積：ｈａ

農　用　地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその付帯施設	道　路　敷	ダ　ム　敷	その他民有地	原　　野	合計
2	－	1	2	0	44	－	49

注：前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)での異動量である。

（２）　森林以外より森林への異動

単位　面積：ｈａ

原　　野	農　用　地	牧草採草地	その他民有地	国有林官行造林地	合　　計
－	－	－	1	0	1

注：前計画の前半５ヶ年(令和４～令和８年度)での異動量である。

6　森林資源の推移

（1）　分期別伐採立木材積等

単位　面積：ｈａ、材積：1,000m^3、延長：km

分　　期			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総数	総　数	590	630	670	710	730	750	780	800
		針葉樹	450	480	510	540	560	580	610	630
		広葉樹	140	150	160	170	170	170	170	170
	主伐	総　数	290	320	360	400	420	440	470	490
		針葉樹	150	170	200	230	250	270	300	320
		広葉樹	140	150	160	170	170	170	170	170
	間伐	総　数	300	310	310	310	310	310	310	310
		針葉樹	300	310	310	310	310	310	310	310
		広葉樹	－	－	－	－	－	－	－	－
造林面積	総　　数		1,190	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	人工造林		760	770	770	770	770	770	770	770
	天然更新		430	430	430	430	430	430	430	430
林道開設延長			7	8	42					

注：第Ⅰ分期は令和９年度から５年間、第Ⅱ分期は令和14年度から５年間、以下５年ごとの計画量である。

（２）分期別期首資源表

単位　面積：ｈａ、材積：1,000m^3

区分			面積												材積
			総　数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11・12齢級	13・14齢級	15・16齢級	17・18齢級	19・20齢級	21齢級以上	
第Ⅰ分期	総数		46,785	630	1,034	1,803	2,911	4,684	9,502	12,739	7,056	2,821	2,082	1,522	16,474
	人工林	総　数	26,913	334	565	1,001	1,722	3,089	6,783	7,745	3,269	1,206	679	521	13,510
	天然林	総　数	19,872	297	469	802	1,189	1,595	2,719	4,994	3,787	1,615	1,403	1,001	2,964
		利活用	43	1	1	3	8	8	3	7	11	1	－	1	6
		利活用以外	19,829	296	469	799	1,181	1,588	2,716	4,987	3,777	1,613	1,403	1,000	2,957
第Ⅲ分期	総数		46,368	2,251	437	750	1,324	2,240	3,388	6,706	11,396	10,213	3,581	4,082	13,189
	人工林	総　数	26,603	476	232	424	677	1,304	2,119	4,716	7,824	5,586	1,688	1,557	10,376
	天然林	総　数	19,765	1,775	205	326	647	936	1,269	1,990	3,572	4,627	1,893	2,525	2,813
		利活用	46	4	1	1	3	8	8	3	7	11	1	－	-52
		利活用以外	19,719	1,771	204	325	644	928	1,261	1,987	3,565	4,616	1,892	2,525	2,865
第Ⅴ分期	総数		46,049	2,609	2,251	437	750	1,316	2,209	3,303	6,453	10,774	9,358	6,589	11,768
	人工林	総　数	26,416	622	476	232	424	674	1,293	2,087	4,606	7,578	5,361	3,063	8,919
	天然林	総　数	19,633	1,987	1,775	205	326	642	916	1,216	1,847	3,196	3,997	3,526	2,849
		利活用	51	4	4	1	1	3	8	8	3	7	11	1	176
		利活用以外	19,582	1,983	1,771	204	325	639	908	1,208	1,844	3,189	3,986	3,525	2,673
第Ⅶ分期	総数		45,677	2,895	2,609	2,251	437	746	1,295	2,150	3,169	6,114	10,023	13,988	10,629
	人工林	総　数	26,236	811	622	476	232	422	668	1,273	2,040	4,460	7,268	7,964	7,782
	天然林	総　数	19,441	2,084	1,987	1,775	205	324	627	877	1,129	1,654	2,755	6,024	2,847
		利活用	54	5	4	4	1	1	3	8	8	3	7	11	343
		利活用以外	19,387	2,079	1,983	1,771	204	323	624	869	1,121	1,651	2,748	6,013	2,504
第Ⅸ分期	総数		45,315	3,065	2,895	2,609	2,248	434	734	1,258	2,057	2,988	5,703	21,324	10,017
	人工林	総　数	26,080	979	811	622	476	231	417	658	1,244	1,975	4,276	14,391	7,208
	天然林	総　数	19,235	2,086	2,084	1,987	1,772	203	317	600	813	1,013	1,427	6,933	2,809
		利活用	48	5	5	4	4	1	1	3	8	8	3	7	443
		利活用以外	19,187	2,081	2,079	1,983	1,768	202	316	597	805	1,005	1,424	6,926	2,366

注：第Ⅰ分期は令和９年度、第Ⅲ分期は令和19年度における資源量である。

（１）年度別森林資源表（県計）

単位　　面積:ha、材積・成長量:1,000m^3

区分 / 樹立年度（樹立計画区）		総数	立木地									その他
			総数			人工林			天然林			
			総　数	針葉樹	広葉樹	総　数	針葉樹	広葉樹	総　数	針葉樹	広葉樹	
平成28年度（利根上流）	面　積	229,313	221,668	117,338	104,330	109,997	108,532	1,465	111,671	8,806	102,865	7,644
	材　積	66,116	66,116	51,181	14,935	49,817	49,718	100	16,299	1,463	14,836	－
	成長量	854	854	704	150	701	696	5	154	9	145	－
平成29年度（利根下流）	面　積	229,339	221,596	117,323	104,273	110,039	108,514	1,525	111,557	8,809	102,749	7,743
	材　積	67,026	67,026	51,995	15,031	50,642	50,531	111	16,384	1,464	14,920	－
	成長量	837	837	690	147	686	681	5	151	9	142	－
平成30年度（吾妻）	面　積	229,350	221,533	117,303	104,230	110,168	108,463	1,705	111,365	8,839	102,525	7,817
	材　積	67,636	67,636	52,474	15,162	51,120	50,999	122	16,515	1,475	15,040	－
	成長量	822	822	677	145	675	669	6	147	9	139	－
令和2年度（西毛）	面　積	231,268	223,293	118,343	104,951	111,243	109,503	1,740	112,050	8,839	103,211	7,975
	材　積	69,901	69,901	54,431	15,469	53,087	52,956	131	16,814	1,476	15,339	－
	成長量	799	799	658	141	656	650	6	144	9	135	－
令和3年度（利根上流）	面　積	231,160	223,156	118,257	104,899	111,252	109,489	1,762	111,905	8,768	103,137	8,004
	材　積	70,386	70,386	54,813	15,574	53,459	53,323	136	16,927	1,489	15,438	－
	成長量	784	784	646	138	644	638	6	140	8	132	－
令和4年度（利根下流）	面　積	230,923	222,759	117,941	104,818	110,986	109,173	1,813	111,773	8,768	103,005	8,163
	材　積	70,974	70,974	55,318	15,656	53,973	53,828	145	17,001	1,490	15,512	－
	成長量	766	766	631	135	629	623	6	137	8	129	－
令和5年度（吾妻）	面　積	230,839	222,709	117,892	104,817	111,015	109,122	1,893	111,694	8,770	102,923	8,131
	材　積	71,484	71,484	55,694	15,790	54,361	54,201	159	17,124	1,493	15,631	－
	成長量	754	754	620	133	619	612	7	134	8	126	－
令和7年度（西毛）	面　積	230,754	222,637	117,866	104,770	110,999	109,096	1,903	111,637	8,770	102,867	8,118
	材　積	73,099	73,099	57,123	15,976	55,784	55,611	173	17,315	1,512	15,803	－
	成長量	719	719	591	128	590	583	7	129	8	121	－
令和8年度（利根上流）	面　積	230,724	222,633	117,812	104,821	110,948	109,042	1,906	111,684	8,770	102,914	8,091
	材　積	72,983	72,983	57,023	15,960	55,683	55,511	172	17,299	1,512	15,788	－
	成長量	719	719	591	128	590	583	7	129	8	121	－
令和9年度（利根下流）	面　積	228,881	220,788	117,048	103,740	110,860	108,940	1,920	109,928	8,108	101,820	8,092
	材　積	74,301	74,301	58,167	16,134	56,971	56,767	204	17,330	1,400	15,930	－
	成長量	688	688	565	123	564	558	6	123	7	116	－

注：県全体の森林資源量を、地域森林計画の樹立のあった年度毎に示したものである。

（２） 持続的伐採可能量

ア　主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位　材積：1,000m^3

主伐（皆伐）上限量の目安
318

イ　持続的伐採可能量（年間）

単位　再造林率：％、材積：1,000m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	318	61	379
90	286		347
80	254		315
70	223		284
60	191		252
50	159		220
40	127		188
30	95		156
20	64		125
10	32		93

注：１　間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第６計画量等」の「１間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。

２　記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。